

八街市環境基本計画 (素案)

目次

第1章 計画の基本的な考え方

I-1	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景	01
I-2	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ	05
I-3	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の期間	06
I-4	環境基本計画の対象	06
I-5	市・市民・事業者の役割と責務	07

第2章 環境の現状

2-1	環境分野の社会潮流	09
2-2	本市の現状	13

第3章 めざすべき環境像と目標

3-1	環境像	22
3-2	環境像実現のための基本目標と環境指標	23

第4章 目標達成のための施策

4-1	施策の体系図	26
4-2	具体的な取組	27

第5章 計画の推進体制・進捗管理

5-1	計画の推進体制	42
5-2	計画の進捗管理	43

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・注釈は「※」で示しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 - 1 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の背景

（1）計画を取り巻く社会潮流の変化

ア 3つの環境危機

現在、人類は「気候変動」、「生物多様性の損失」及び「汚染（プラスチックによる汚染、水質汚染など）」という3つの世界的危機に直面しています。

令和5（2023）年7月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴い森林火災や洪水、暴風雨等による被害が深刻化することが懸念されています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

また、マイクロプラスチックなどのプラスチックごみ、人為的に排出された水銀などの難分解性、高蓄積性、毒性、長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。



図1-1 令和元年房総半島台風(15号)及び東日本台風(19号)、10月25日大雨による市内の被害状況写真（八街市ホームページより）

イ 経済、社会、環境の現状

世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書2025」では、今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち5つが環境関連のリスクで「異常気象」、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、「地球システムの危機的変化」、「天然資源不足」、「汚染」で占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

そして、近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界的に定着させました。

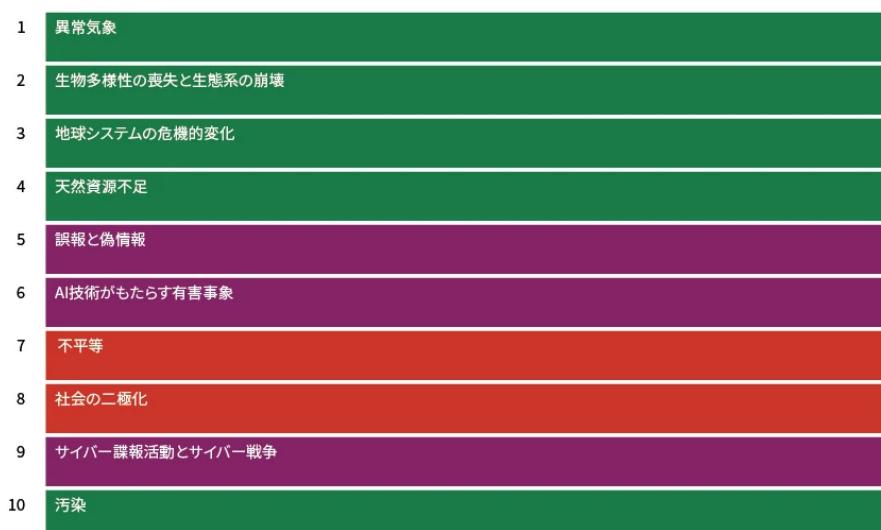
グローバルリスク報告書2025年版

グローバルリスクの長期的な重要度ランキング



"以下のリスクについて、今後10年の間に起こり得る影響(深刻さ)を推定してください"

長期(今後10年間)



リスク分類

● 経済 ● 環境 ● 地政学 ● 社会 ● テクノロジー

出典：World Economic Forum Global Risks Perception Survey 2024-2025

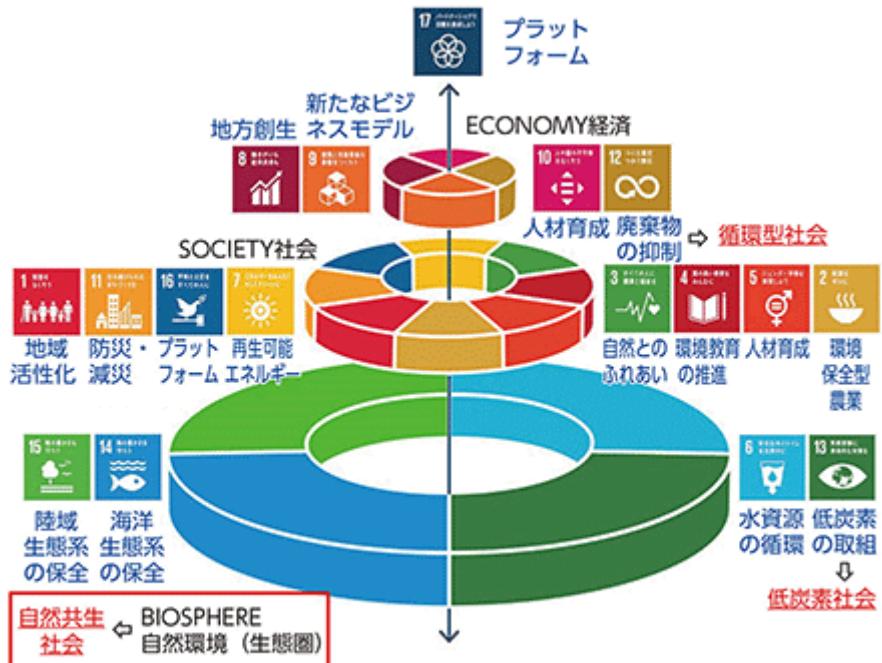
出典：世界経済フォーラム

図 1 - 2 グローバルリスク報告書 2025 年版におけるグローバルリスクの長期的な重要度ランクイン

ウ SDGs

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標が設定されました。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境（生態圈）」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図 1 - 3 SDGs のウェディングケーキモデル

エ 第六次環境基本計画

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）を最上位の目的とし、環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指すこととしています。

温室効果ガスを実質ゼロにする「ネット・ゼロ」や、資源や製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を抑えることを目指す「循環経済」、自然を豊かに回復させる「ネイチャーポジティブ」などを同時に進め、互いに支え合い効果を高める形で取り組むことを重視しています。

(2) 環境に関する市の取組

本市では、環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を定め、市域の特性に応じた環境施策を総合的に行うために、「八街市環境基本条例」を平成 10（1998）年 4 月に施行しました。同条例に基づき毎年度「八街市環境白書」を発行し、市内の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしています。

平成 23（2011）年 3 月には、本市の事務事業から温室効果ガスの排出抑制に努めるため、「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度まで 5 年間を計画期間として各種取組を推進してきました。

そして、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本市における施設の整備・稼働状況などを踏まえ、令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度までの 10 年間を計画期間として、各種の取組を推進するため「八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。本市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでおり、令和 5（2023）年 8 月に計画の改定を行いました。

また、平成 3（1991）年度より（令和 2（2020）年度を除く）市内の小・中学生を対象として将来を担う児童・生徒の環境保全に対する意識を高め、より身近なものとすることを目的に「八街市環境保全ポスターコンクール」を行っており、令和 4 年度より市内の小学生を対象として地球温暖化や水質保全について学ぶ「やちまた環境フェア」を開催しています。

また、令和 6（2024）年 8 月の八街市議会 9 月定例会においては、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「やちまたゼロカーボンシティ」の実現に向けて全力で取り組むことを宣言しました。これに関連して、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靭化を図るため、平成 23（2011）年度より現在まで、継続して脱炭素化促進に関する補助事業を実施しています。



図 1-4 やちまたゼロカーボンシティ宣言

1 - 2 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置づけ

本計画は、八街市環境基本条例に基づき、本市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

八街市環境基本条例

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八街市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ八街市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画として策定する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包するものとし、国や県の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。

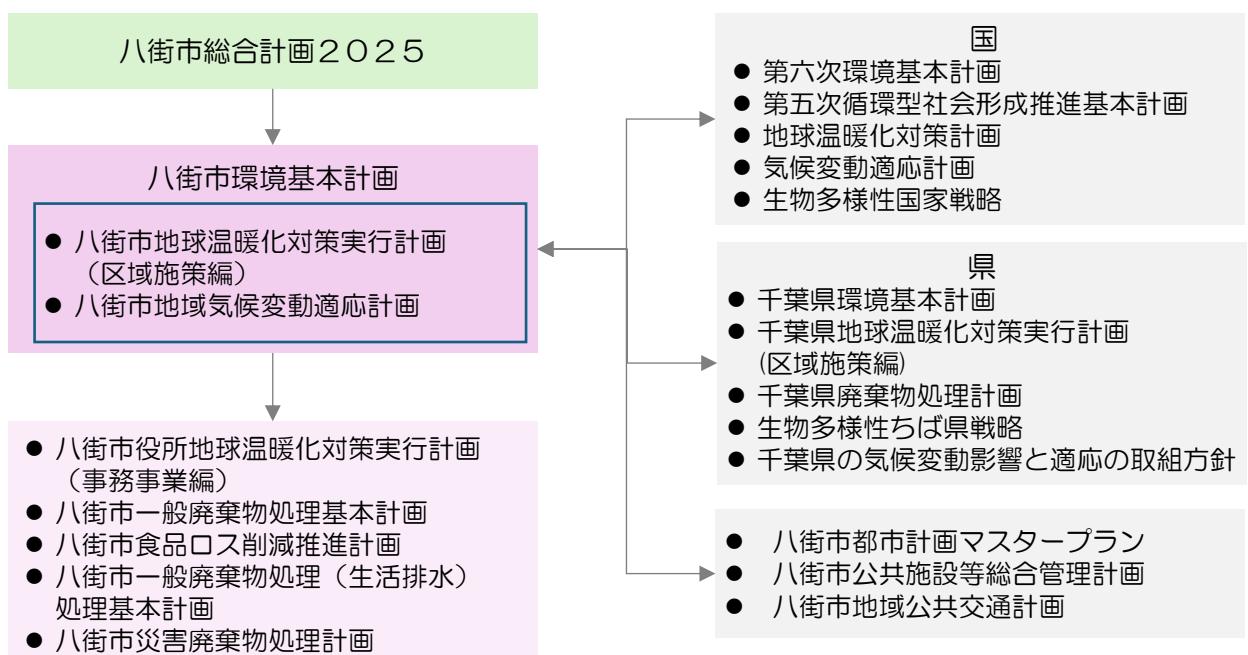


図 1 - 5 八街市環境基本計画の位置づけ

1 - 3 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の期間

八街市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、本市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

計画開始年度を令和 8（2026）年度、目標年度を令和 17（2035）年度とする 10 年間を計画期間とします。

本計画に包含する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国の「地球温暖化対策計画」や県の「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図るため、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とし、長期目標年度の令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目指します。

なお、計画期間中にあっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行うものとします。



図 1 - 6 計画期間

1 - 4 環境基本計画の対象

（1）対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、以下のとおりとします。

表 1 - 1 計画の対象となる環境の範囲

資源循環	廃棄物、食品ロスなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壤汚染、生活排水など
自然環境	生物多様性の保全、緑・水辺等の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど

(2) 対象地域

本計画の対象地域は、八街市全域とします。ただし、印旛沼流域における水質保全の対応や他地域から越境する汚染物質への対応など、本市単独では解決が容易でない問題については、国及び県、周辺市町との連携を図ります。

1-5 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のような地球規模の問題や、生物多様性の保全といった課題では、原因の特定やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題が見られます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の3者が目指す環境像や取り組みの方向性を共有し、それぞれの特性や役割を活かし、協力する必要があります。

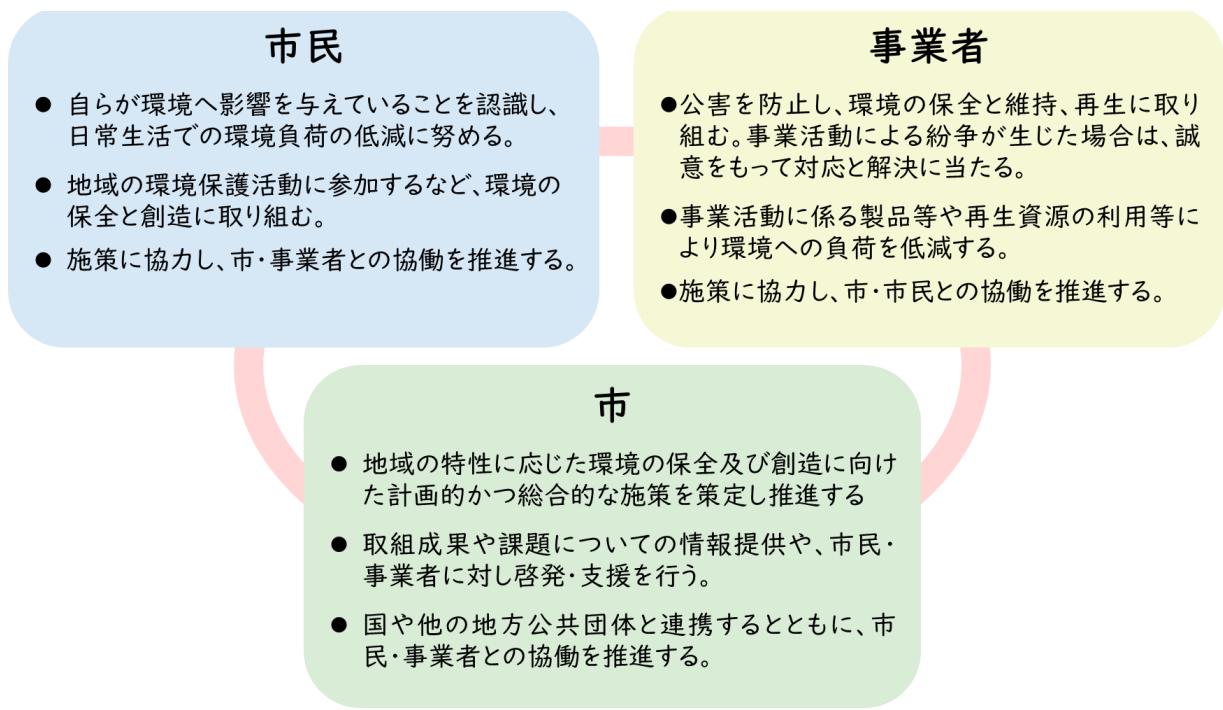


図1-7 市・市民・事業者の役割と責務

八街市環境基本条例

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第2章 環境の現状

2-1 環境分野の社会潮流

(1) 資源循環分野

日本経済の発展は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造をもたらし、ごみ処理や資源利用といった様々な環境負荷を増大させています。そのため、国は平成12（2000）年6月に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、令和6（2024）年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画は、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決につながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、近年のプラスチックごみ問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、国は令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環を促進するための取組を進めています。

千葉県においても、これらの方針を踏まえ、令和3（2021）年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、廃棄物の適正処理や食品ロス対策を推進しています。



出典：環境省「プラスチック資源循環」

図2-1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」キービジュアル

(2) 地球環境分野

平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5°C特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、国内では、内閣総理大臣が令和 2 (2020) 年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。

そして、国は令和 7 (2025) 年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画では、次期 NDC (国が決定する貢献) 達成に向け、エネルギー基本計画及び GX2040 ビジョンと一体的に対策や施策を実施することが盛り込まれています。

また、脱炭素化に向けて、温室効果ガス濃度の上昇を抑制する「緩和」の取り組みが進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30 (2018) 年に制定し、令和 5 (2023) 年には熱中症対策を強化するための改正が行われました。これらの状況を踏まえ、各自治体が気候変動への適応策を講じています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 2-2 緩和と適応

(3) 生活環境分野

G 7 広島首脳コミュニケ（令和 5（2023）年 5 月 20 日）では「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、「汚染」という危機が取り上げられました。この「汚染」への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、国や地方自治体の環境行政の不变の原点として進めていくことが重要です。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壤等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。

国内では、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった、いわゆる典型 7 公害への対策が一定の成果を上げ、大気や水質の環境基準の達成状況も長期的には改善傾向にあります。

しかし、騒音や悪臭といった市民の生活に密着した問題は依然として健在であるほか、本市から排出される水の約 80% が流れ込んでいる印旛沼は、全国の湖沼の中でも厳しい水質汚濁の状況が続いている、COD（化学的酸素要求量）も環境基準値を超過した状況が長期的に続いています。

「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するためにも一層の対策が必要です。



出典：総務省「3 分でわかる公害紛争処理制度」

図 2-3 公害の定義（典型 7 公害）

(4) 自然環境分野

地球上の生物は数千万種ともいわれ、気候や地形、地質等に応じて、さまざまな生態系が形づくられています。生物の多様さと生息環境の多様さを表す言葉として、「生物多様性」が使われるようになり、これらから得られる様々な恵みを将来世代においても享受し続けられるよう、その維持・充実を図る必要があります。

令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、令和12（2030）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。

これらの状況を踏まえ、国は令和5（2023）年3月に、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

千葉県においても、平成20（2008）年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、県域の自然環境の保全及び回復活動の推進や、住民、事業者の生物多様性に関する理解促進に取り組んでいます。

また、千葉県では生物多様性ちば県戦略の推進を目的に、様々な主体との連携により生物多様性に関する情報の収集や提供、調査研究、普及啓発などを行う生物多様性センターを設置しています。



出典：千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センターホームページ
図2-4 千葉県の生物多様性への取り組み

2 - 2 本市の現状

(1) 位置・地勢

本市は、千葉県のほぼ中央に位置し、東京から 50 km圏内にあり、京葉工業地帯からは 20 km、成田国際空港から 10 kmの位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。東西は約 7.7 km、南北は約 16 kmあり、総面積は 74.94 km²です。

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山ではなく、大部分を為す平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成されています。

台地面の標高は北部で約 40m、南部で約 65m となっており、全体として北側へ傾斜しています。

また、茂原から香取にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西-北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっています。

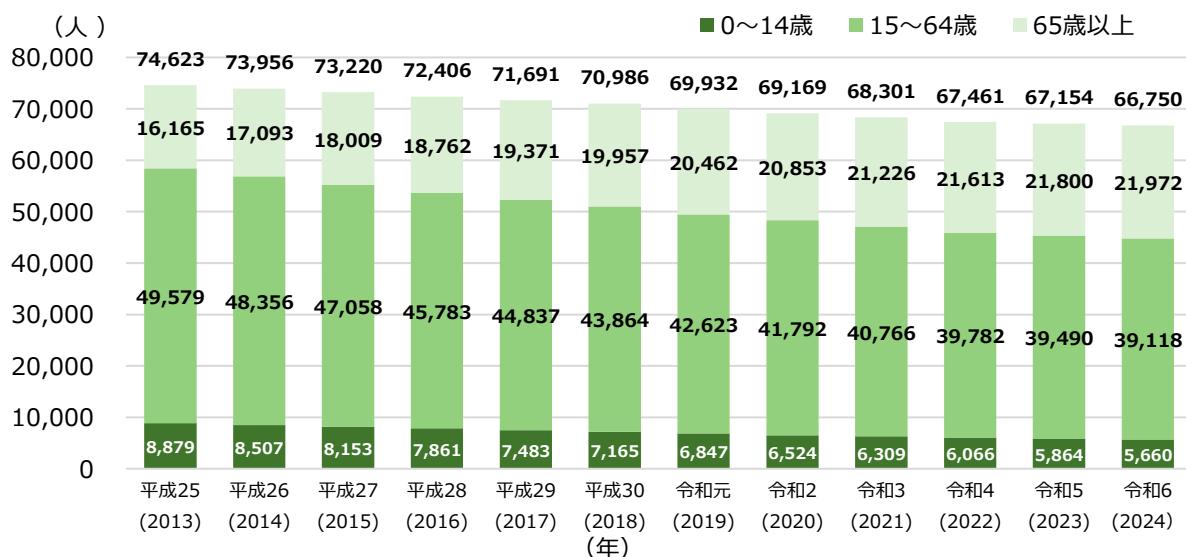


図 2-5 八街市の位置

(2) 人口

本市の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳以上65歳未満）において減少傾向にある一方で、老人人口（65歳以上）は上昇傾向にあります。

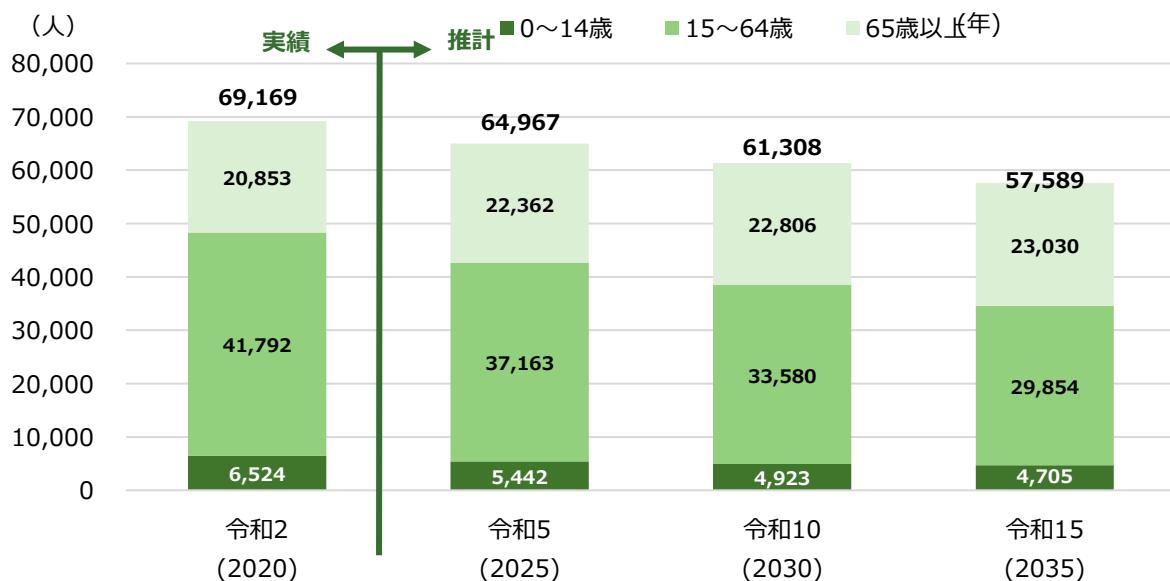
さらに、本市による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和22（2040）年には65歳以上の人口が全体の4割を上回ることが予測されています。



八街市ホームページのデータを基に作成

※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図2-6 人口推移



八街市総合計画2025のデータを基に作成

図2-7 人口の将来推計

(3) 産業

経済センサス活動調査によると、本市には 2,361 の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く 22.4%、次いで建設業が 15.8%、製造業が 11.4%、生活関連サービス業、娯楽業が 8.8% となって います。

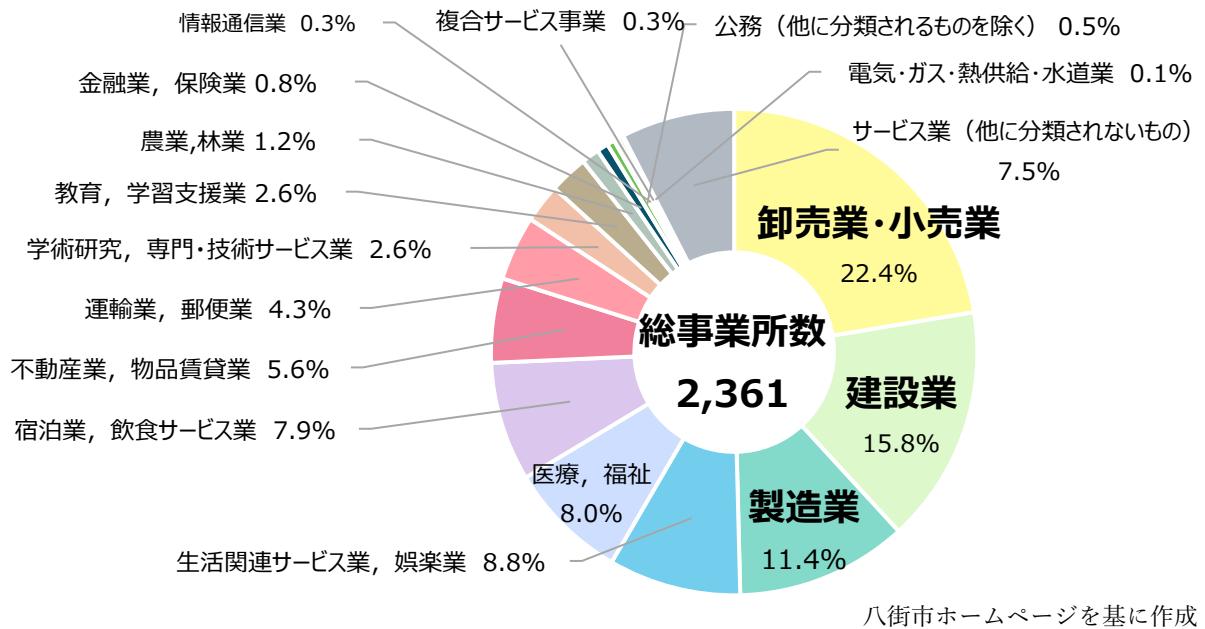
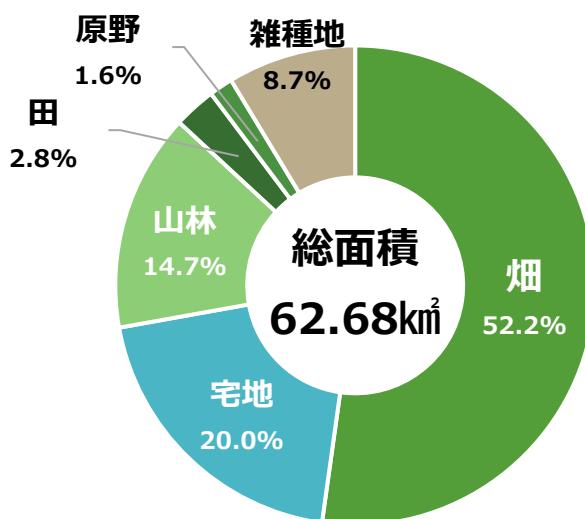


図 2 - 8 業種別事業所割合

(4) 土地利用の面積割合

本市の地目別課税面積 62.68 km²のうち、畠が 52.2% と最も高い割合を占めています。次いで、宅地が 20.0%、以降は山林、雑種地、田、原野と続きます。



八街市統計書を基に作成

図 2 - 9 土地種別割合（地目別課税面積）

山林の多くは台地と谷津田の境界にある斜面樹林です。そのほか、南部地域には千葉県の内陸防風保安林の半数以上を占める防風保安林が畑をとりまく形で点在しています

また、市街地の緑地保全として、中央公園をはじめとした都市公園が設置されています。令和5(2023)年度の人口一人当たりの都市公園面積は $0.83\text{ m}^2/\text{人}$ であり、八街市都市公園条例第2条で「 10 m^2 以上」と定められている住民一人あたりの都市公園面積の標準を大きく下回っています。

表2-1 公園緑地等面積の推移 (ha)

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
都市公園	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53
児童遊園	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.71	1.83
緑地	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	5.16	5.16
保安林	192.1	179.03	179.03	179.03	192.3	192.3	187.6	187.6	187.4	185.6	185.5
合計	201.77	188.7	188.7	188.7	201.97	201.97	197.3	197.27	197.07	198.00	198.02

八街市環境白書を基に作成

コラム 防風林とは

八街市を含む下総台地は一年中風が強く、春先の南西風は時に風速 20m/s にも達します。農耕地の土壤は、富士山噴火による火山灰が厚く堆積した黒ボク土と呼ばれ、粒径がとても細かいために風によって移動し易い特性があります。

このような環境条件により、八街市では冬明けから春先にかけて落花生畑の土が強風によって巻き上げられて起こる砂埃、通称やちぼこりが発生します。

農業地域に存在する防風林は、強い季節風や台風から農地と農作物を守り、農村の背景を高め、土砂流出防止の役割を果たしています。風を防ぐ役割だけではなく、土砂流出の防止、木陰による休息場所の提供、農村景観の形成など、農村の環境を守り育てる効果もあります。



出典：千葉県HP「内陸防風保安林のはなし」|北部林業事務所

(5) 交通網の整備状況

本市の鉄道は、都心と銚子を結ぶ JR 総武本線が北西-南東方向に通っており、八街駅及び榎戸駅の2駅があります。

交通状況は、本市の南側に千葉東金道路と国道 126 号が通り、千葉市と銚子市方面への重要な幹線道路となっています。本市北部は、北から富里酒々井線、千葉八街横芝線、千葉川上八街線などの主要地方道が東西に通り、これと直交して国道 409 号が南北に通っています。

また、公共交通機関では、コミュニティバス（ふれあいバス）や民間による路線バス、タクシーがあります。タクシーにおいては、令和 5 年 10 月から予約型のりあいタクシー「チョイソコやちまた」の実証運行を行っており、デマンドタクシーの促進を図っています。

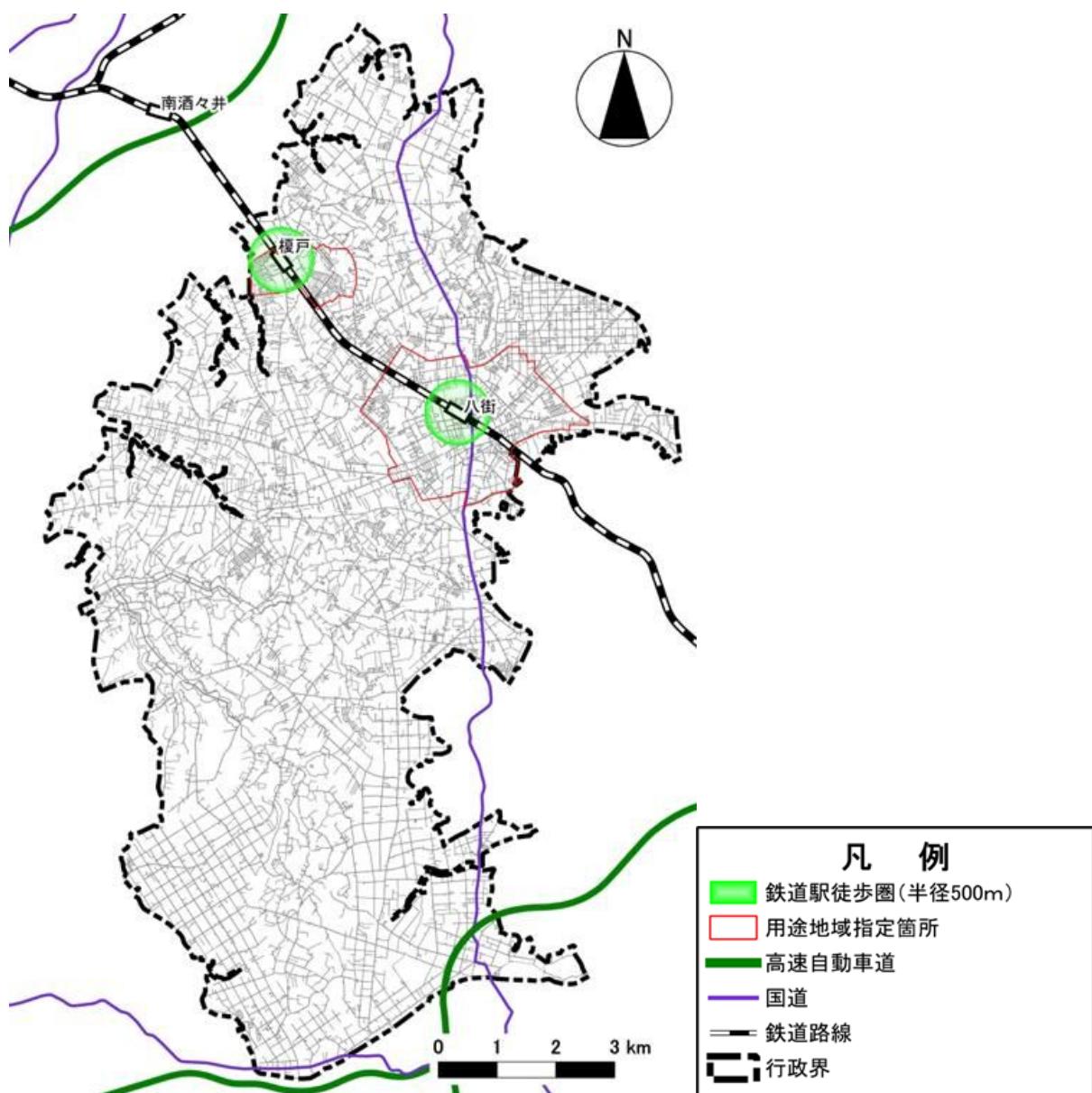


図 2-10 公共交通の概要

車種別自動車登録台数については、登録台数は横ばいに推移していますが、普通自動車・軽自動車の登録台数はゆるやかに増加、小型自動車は減少傾向、乗合自動車は減少傾向から一転増加しました。

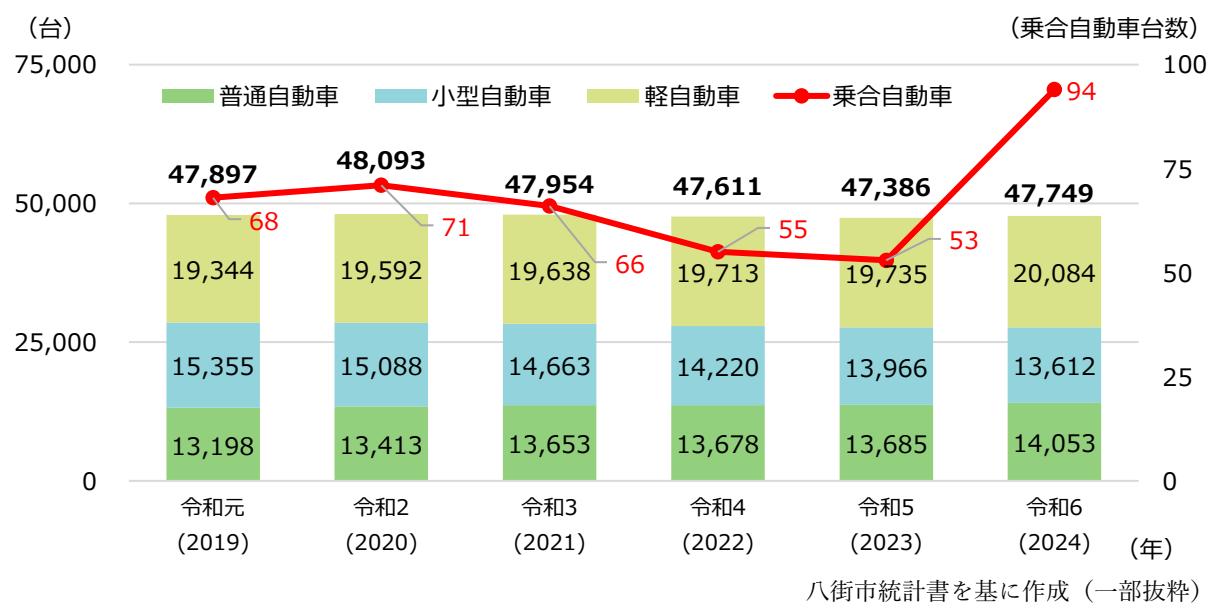


図 2 -11 車種別自動車登録台数の推移

公共交通については、JR の 1 日平均乗車人員数はコロナ禍の影響で令和 2 (2020) 年に大きく減少しており、以降は増加傾向にあります。コロナ禍の前の水準までは戻っていません。

同じく、ふれあいバス利用者数も令和 2 (2020) 年に大きく減少していますが、以降は増加の一途を辿っており、令和 5 (2023) 年には平成 30 年以降最高の利用者数となりました。

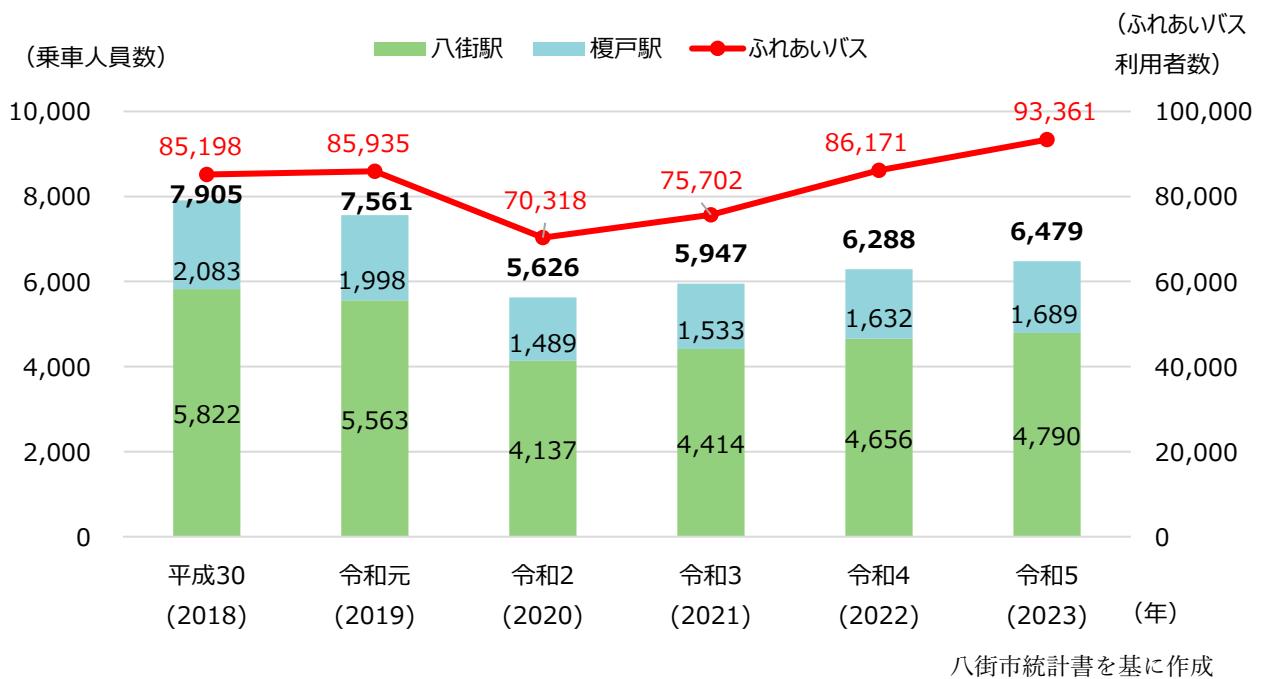


図 2 -12 JR 駅別 1 日平均乗車人員とふれあいバス利用者数の推移

(6) 温室効果ガス排出量

令和3（2021）年に市域全体から排出された二酸化炭素排出量は478,474t-CO₂です。令和7（2025）年1月に策定した「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年度である平成25（2013）年度と比べ、排出量は12.9%減少しています。

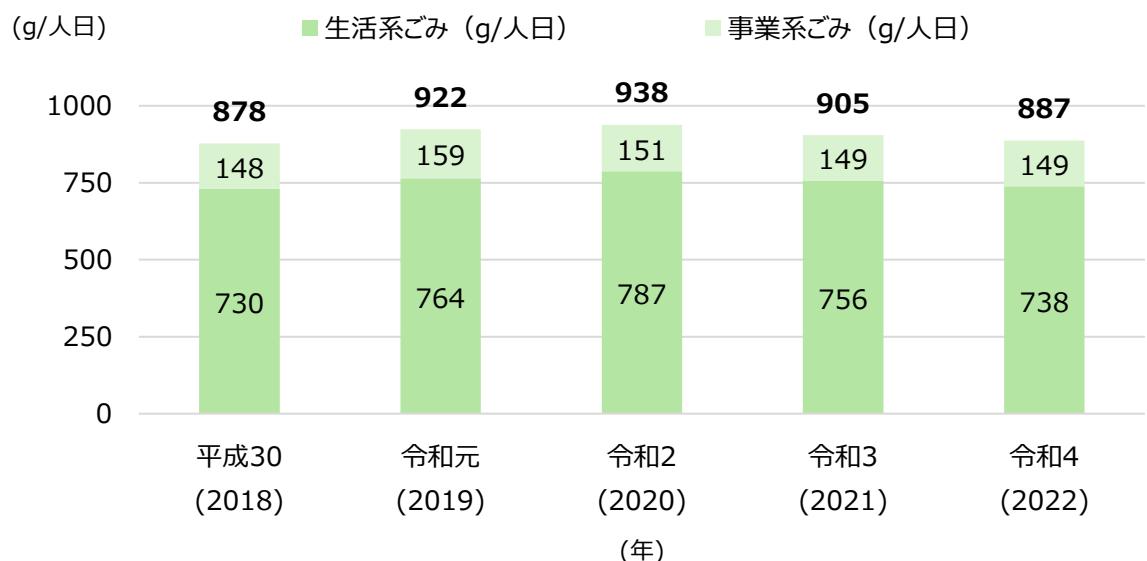
産業部門の排出量は部門中唯一増加しており、以前より製造業の割合が増加しています。



図2-13 温室効果ガス排出量

(7) 廃棄物・リサイクル

本市のごみの総排出量は、市民・事業者・行政の一体となった取組により減少傾向にあります。ごみ分別の更なる適正化を図り、3Rの推進による循環型社会の構築を推進します。



八街市一般廃棄物処理基本計画を基に作成

図2-14 ごみの排出量原単位の推移

(8) 水質

印旛沼は、急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により水質が悪化しています。水質汚濁の最大の原因は生活排水であり、「5年以内で可及的すみやかに」とされている COD 環境基準 (COD75%値 : 3mg/L) 達成のためにも、市民一人ひとりの水質保全への理解と協力が必要です。

表 2 - 2 印旛沼の環境基準達成状況

湖沼名	地点名		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
印旛沼	上水道取水口下	75%値 (mg/L)	11	14	12	13	15	14	12	13	15	15
	判定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

千葉県令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書を基に作成

本市の主要河川として、流域を貫流し印旛沼に注ぐ利根川水系一級河川の鹿島川とその支川にあたる高崎川、本市付近に源を発する二級河川の作田川があります。年2回の水質調査を実施し、BOD（生物化学的酸素要求量）をはじめとした環境基準目標値達成に努めています。

表 2 - 3 主要河川の BOD 値の推移 (単位 : mg/L)

湖沼名	地点名	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
鹿島川	夕日丘	1.8	1.3	3.4	2.2	2.2	1.7	1.4	2.4	1	5.6	2.5
	用草	1.6	1.2	2.3	2.3	1.4	1.4	1.6	1.1	0.8	2	0.7
	根古谷	1.1	0.8	2.5	1.9	1.2	1.5	1.1	0.6	1.3	1.8	1.1
	大谷流	0.9	1	2.5	1.6	1	1.2	1.4	0.6	<0.9	1.5	0.6
	上砂	1.6	0.8	2.6	2.1	1.9	0.9	1.6	1	<0.9	1.4	0.6
	勢田(四木)	1	1	2.6	1.5	1.6	1.2	1.1	0.6	1.3	1.9	<0.5
	東吉田	2.5	2	3.6	2.2	3.2	1.8	1.9	7.9	1.8	2.2	1.5
高崎川	文違	5.6	4.1	8.5	9.1	5.1	4.5	3.6	5.4	3.8	5.2	4.1
	樅戸落合	4.5	3	6.7	5.7	4.2	2.8	8.7	5.9	3.2	7	5.4
	樅戸宮下	3.8	2	6	4.7	6.3	2.5	3	2.2	2.1	3.3	1.9
	真井原	2.1	2.1	4.2	4	2.8	1.3	1.5	2	1.9	1.8	1.4
	大閑	10.7	8.3	9.4	15.5	9.9	3.9	4.5	5.4	5.8	8.8	7.5
	朝日	8.5	7.8	13.1	17	8.1	3.8	7.1	4.9	6.7	11.1	8.3
作田川	大木	0.6	0.7	5.9	2	0.8	1.3	0.9	0.8	1	2.2	0.6
	沖渡	4.8	8.6	16.7	28	19	4.2	6.7	11	10.1	24.5	9.7

八街市環境白書を基に作成

(9) 大気

本市では、市内 1 カ所に一般環境大気測定局が設置されており、光化学オキシダント (Ox)、浮遊粒子状物質 (SPM) や微小粒子状物質 (PM2.5) 等を測定しています。

表 2-4 大気の環境基準達成局数の推移（達成局数／設置局数）

	八街市八街測定所（測定場所：八街中央公園）			
	光化学 オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	二酸化窒素 (NO ₂)
H25 (2013)	0/1	1/1	—	1/1
H26 (2014)	0/1	1/1	—	1/1
H27 (2015)	0/1	1/1	—	1/1
H28 (2016)	0/1	1/1	—	1/1
H29 (2017)	0/1	1/1	—	1/1
H30 (2018)	0/1	1/1	1/1	1/1
R 1 (2019)	0/1	1/1	1/1	1/1
R 2 (2020)	0/1	1/1	1/1	1/1
R 3 (2021)	0/1	1/1	1/1	1/1
R 4 (2022)	0/1	1/1	1/1	—
R 5 (2023)	0/1	1/1	1/1	—

千葉県大気環境常時測定結果を基に作成

また、大気汚染に係る苦情（野焼きの悪臭等）についても多数寄せられており、発生源への対応を行うとともに話し合いによる解決等を促しています。

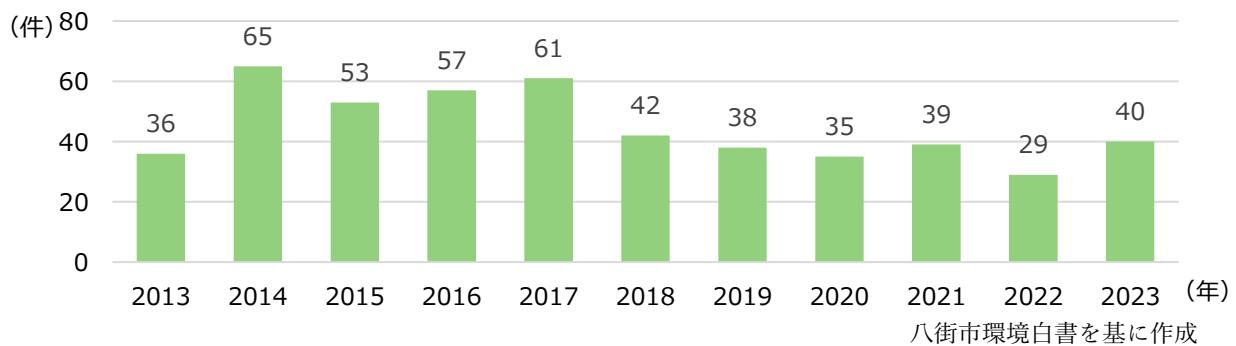


図 2-15 大気汚染に係る苦情件数の推移

(10) 騒音

本市では、市内における主要幹線道路を対象に道路沿道の面的評価を行い、自動車騒音の状況を把握しています。令和 6 年度の調査では、調査区間のうちすべての住居等で昼間・夜間ともに環境基準値を満たしました。

3-1 環境像

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策のめざすところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

本市においても、これらの考え方に基づき、環境施策の推進により、八街市総合計画2025の基本構想やSDGsのゴール達成に寄与し、ウェルビーイングの実現をめざすため、八街市環境基本計画を策定しました。

そして、本計画の目標とする環境像は、住民・事業者のアンケート結果や第六次環境基本計画のビジョンや八街市総合計画2025の将来都市像との整合を図るため、持続可能性を強調し、地域全体で環境と調和したまちをめざす姿を表現した「資源を循環させ、自然と共生し、持続可能なくらしをみんなで育む やちまた」としました。

八街市のめざす環境像
資源を循環させ、自然と共生し、持続可能なくらしをみんなで育む やちまた

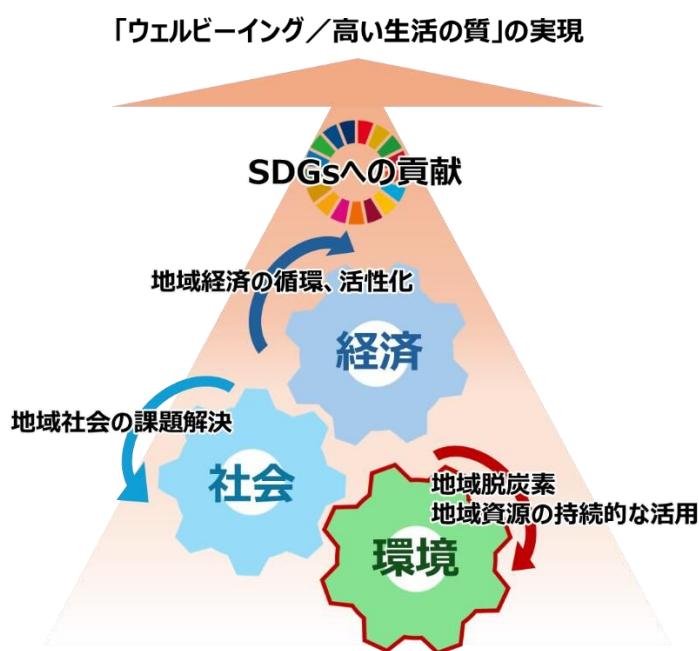


図 3-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現と環境像のイメージ

3-2 環境像実現のための基本目標と環境指標

本計画は、環境像実現のための5つの目標と環境指標を掲げます。

目標は、持続可能な循環共生型社会を形成し、快適で安心して暮らせる地域環境を将来の世代に引き継いでいくために「脱炭素社会の構築」「気候変動に強いまちづくり」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「環境学習の推進」を掲げます。

また、目標5の「環境学習の推進」については横断的に取り組む方針とします。



図3-2 5つの目標

表 3 - 1 環境指標

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 1 脱炭素社会の構築	「やちまたゼロカーボンシティ宣言」を聞いているまたは知っている市民の割合	58% (2024 年度)	70% (2030 年度)
	市域の二酸化炭素排出量	478,474t-CO ₂ (2021 年度)	296,456t-CO ₂ ^{※1} (2030 年度)
	市域の再生可能エネルギー導入量	133,105MWh (2021 年度)	335,087MWh ^{※1} (2030 年度)
	市の事務事業における二酸化炭素排出量	5,940t-CO ₂ (2021 年度)	3,891t-CO ₂ ^{※2} (2030 年度)
	小中学校照明等 LED 化改修件数	3 件 (2023 年度)	16 件 ^{※3} (2029 年度)

※ 1 八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標値

※ 2 八街市役所地球温暖化対策実行計画における目標値

※ 3 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 2 気候変動に強い まちづくり	自主防災組織カバー率	70.3% (2023 年度)	72.3% ^{※1} (2029 年度)
	蓄電池の配備箇所数	3 力所 (2023 年度)	28 力所 ^{※1} (2034 年度)
	クーリングシェルター設置数	15 箇所 (2025 年度)	45 箇所 (2034 年度)

※ 1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 3 循環型社会の形成	ごみ排出量	20,984t (2023 年度)	19,784 ^{※1} (2029 年度)
	リサイクル率	19.7% (2023 年度)	22.1% ^{※1} (2029 年度)

※ 1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

目標	環境指標項目	現状値	目標値
目標 4 生活環境の保全	生活雑排水処理人口普及率	79.8% (2022 年度)	85.6%※ ¹ (2034 年度)
	都市公園施設のバリアフリー化改修率	54.0% (2023 年度)	100%※ ² (2029 年度)
	公害苦情処理件数	88 件 (2023 年度)	53 件※ ² (2029 年度)
	河川清掃の実施回数	1 回 (2025 年度)	2 回 (2034 年度)

※1 八街市一般廃棄物処理基本計画における目標値

※2 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

目標	環境指標項目	現状値	目標値
目標 5 環境学習の推進	ポスターコンクール応募件数	120 件 (2023 年度)	460 件※ ¹ (2029 年度)
	やちまた環境フェアの開催回数	1 (2025 年度)	1 (2034 年度)
	小学生のクリーンセンター見学回数	1 (2025 年度)	1 (2034 年度)

※1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

第4章 目標達成のための施策

4-1 施策の体系図

環境像	基本目標	方針	市の施策
資源を循環させ、自然と共生し、持続可能な暮らしをみんなで育む やちまた	基本目標 1 脱炭素社会の構築	1. 省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしにおける省エネ対策 事業活動における省エネ対策 地域における省エネ対策
		2. 再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等への再生可能エネルギー導入 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
		3. 総合的な地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> 吸収源対策 ごみの減量化・資源化の促進 基盤的施策の推進
	基本目標 2 気候変動に強い まちづくり※	1. 自然災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災に係る情報発信 自然災害発生時の対応指針・計画の策定 自然災害に強いインフラの整備
		2. 暑熱への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防に係る対策
		3. 農業分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫・雑草等への対策 有害鳥獣への対策
		4. 自然生態系分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> 分布・個体群の変動への対策
	基本目標 3 循環型社会の形成	1. 3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の促進 リサイクルの促進 食品ロスの削減
		2. 社会情勢に適応した適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討 自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築 将来を見据えた施設整備の検討
	基本目標 4 生活環境の保全	1. 環境リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水質等の環境監視と情報提供の実施 事業活動への指導の実施
		2. 自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の保全・創出 生物多様性の保全と普及啓発の推進
		3. 快適で美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て対策の推進 環境美化活動の推進
	基本目標 5 環境学習の推進	1. 環境に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する情報の整備・提供 多様な媒体の活用
		2. 環境保全を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習の場づくり 環境意識向上に係る普及啓発の推進

※気候変動適応法第12条に基づく、地域気候変動適応計画として策定しています。

4 - 2 具体的な取組

本計画の目標実現に向けた施策について、基本目標ごとに具体的な取組を示します。行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって環境対策を進めます。

基本目標1 脱炭素社会の構築

私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されました。

一方で、人類の活動に起因した温室効果ガス排出量の増加は自然災害や生態系の破壊を引き起こし、地球規模の環境負荷低減が必要となっています。

本市では、「やちまたゼロカーボンシティ宣言」や「デコ活宣言」に基づき、脱炭素化に向けた事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

なお、施策の詳細については、別冊の「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に記載しています。

方針1 省エネルギー対策の推進

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

市の施策

暮らしにおける省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none">省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
事業活動における省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none">事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。
地域における省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none">市の実情に応じたデマンド型公共交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで市民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、PHEVへの転換を促進し、併せて国等の制度を活用してインフラ整備を促進します。

方針2 再生可能エネルギーの普及拡大	
省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。国内のエネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出します。そのため、日々のエネルギー源を温室効果ガスの排出しない再生可能エネルギーに転換していくことが、脱炭素社会の実現につながります。	
市の施策	
公共施設への再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。
市内への再生可能エネルギーの導入・活用推進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。 事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて事業者への情報提供を行います。
方針3 総合的な地球温暖化対策	
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本市における森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。	
市の施策	
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> 本市における森林資源を活用するため、森林環境税を財源とし、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。
ごみの減量化・資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や分別を図るため、情報提供、普及啓発を行います。
基盤的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさなどを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図る取組を進めます。 本市の取組について多様な媒体を通じた情報発信に努めるほか、市内企業との連携を密にして官民協働で脱炭素化を推進する仕組みづくりを検討します。 環境配慮型商品やバイオマスプラスチックの普及を行い、環境に配慮した行動を行うための意識醸成を図ります。

各主体の取組

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・冷暖房機器は適切な温度設定を行うよう努める。・住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築を検討する。・太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。・電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。・不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。・環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。・ごみと資源を適切に分別する。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行うよう努める。・事業所・店舗等の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築や木造化、地域材の利用を検討する。・太陽光発電システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。・電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。・会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。・ごみと資源を分別し、適正な排出を行う。

基本目標2 気候変動に強いまちづくり（気候変動適応計画）

地球温暖化による気候変動の影響は、すでに顕在化しています。特に、夏場の暑さによる熱中症や集中豪雨による水害などは、市民の生命や財産を脅かす危険性があります。

市民が安心して暮らせるまちづくりを行うため、気候変動による被害に備える対策を推進するとともに、市民への周知・啓発を実施します。

なお、本施策については、気候変動適応法第12条に基づく本市の地域気候変動適応計画として策定しています。

方針1 自然災害対策の推進

気候変動の影響による被害を最小限にするため、防災に係る情報発信を行い、防災意識の向上を図ります。また、災害発生時に備え、避難施設の整備や関係機関と連携したインフラの整備を行い、防災力の強化を推進します。

市の施策

防災に係る情報発信	<ul style="list-style-type: none">防災行政無線・ホームページ・SNS等により、気象情報や避難情報を発信します。「土砂災害ハザードマップ」等の災害リスクに関する情報や避難行動に関する情報を発信し、防災知識の普及啓発を行います。「自主防災組織活動マニュアル」の周知に努め、災害時における自助・共助の重要性を広く情報発信し、自主防災組織の結成を促進します。
自然災害発生時の対応指針・計画の策定	<ul style="list-style-type: none">「八街市地域防災計画」に基づき、災害の予防・応急対策・速やかな復旧に努めます。
自然災害に強いインフラの整備	<ul style="list-style-type: none">ライフライン施設や道路・鉄道等の公共施設の耐震化や液状化対策及び被災時の応急復旧体制並びに代替策等を整備することで、災害時のライフライン機能や公共交通機能の低下を抑制します。雨水対策として、下水道の整備・排水施設等の整備を計画的に推進します。

方針2 暑熱への対応強化

熱中症予防のため、ホームページ・広報紙・SNS等を活用した啓発や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の確保に取り組みます。また、ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設等の緑化を推進します。

市の施策

熱中症予防に係る対策	<ul style="list-style-type: none">ホームページ・広報紙・SNSにおける熱中症予防に関する周知啓発活動や情報提供により、熱中症に関する注意喚起を行います。「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、極端な高温における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開放しています。
------------	--

方針3 農業分野の対策

地球温暖化による気候変動を背景とした、有害動植物の発生量の増加や分布の拡大まん延リスクが増えていることや、猛暑による農作物等への影響が懸念されているため、県や農業者団体等と連携しながら、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等に努める。

市の施策

病害虫への対策	・病害虫の発生予察により発生状況を的確に把握し、関係者等に情報提供するとともに、適切な病害虫防除を実施するため、病害虫防除指針を本市のホームページで公表します。
有害鳥獣への対策	・農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を、重点捕獲日を定めて、近隣市町と同時期に行います。
園芸作物への高温対策	・夏季の高温対策等に対する園芸作物の技術対策や、千葉県による「かん水」、「換気・空気冷却」、「遮光・遮熱」に必要な機械・装置等に対する補助事業についても情報提供を行います。

方針4 自然生態系分野の対策

気候変動による侵略的外来生物の分布変化に対応するため、防除や外来種予防三原則に関する啓発や、地域連携を通じた対策を検討します。

市の施策

分布・個体群の変動への対策	・千葉県が実施するモニタリングにより、侵略的外来生物が発見された場合は、ホームページ・広報紙・SNS等を活用して注意喚起や啓発を行います。 ・千葉県が実施する「生命のにぎわい調査団」について、ホームページ・広報紙・SNS等を活用して情報共有、普及啓発を行います。
---------------	--

各主体の取組

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・雨水浸透貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。・を防ぐため、外出の際はこまめな水分補給を心がける。・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の場所を把握し、休息施設として活用する。・緑のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。・ハザードマップを確認し、地域の災害リスクや避難場所、避難経路等を確認する。・災害に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料や日用品を備蓄する。・行政等が発信する防災情報の入手方法を知り、災害に備える。・自分や家族が「いつ」「何をするのか」などを記載したマイタイムライン（防災行動計画）を作成する。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・雨水浸透貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。・労働安全衛生規則に基づく義務化された熱中症対策を講じます。・クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の設置に協力する。・事業所の屋上や壁面の緑化に努める。・災害に備え、食料、水などを備蓄する。・災害発生時における従業員の避難計画を策定する。・災害時でも事業を継続できるよう、BCP（事業継続計画）を策定する。・定期的に防災訓練を実施し、従業員の防災意識を高める。

コラム 民間企業等との連携協定による地域課題解決

本市では、民間企業等と連携協定を締結し、協働した地域課題解決を推進しています。連携協定先のひとつである大塚製薬株式会社と本市の取組では、地球温暖化に伴う熱中症リスク増大に備えた高齢者のための熱中症対策普及啓発など、市民の皆様の健康増進を推進しています。

基本目標3 循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルから脱却し、資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行が重要視されています。

また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効果的な処理方法が求められています。

本市においても、八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）の基本方針等に則り、継続的かつ積極的に、ごみの減量や再資源化に取り組みます。

方針1 3Rの推進	
ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として利用する（リサイクル）の普及啓発を行い、ごみの減量化を進めます。	
市の施策	
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の促進	<ul style="list-style-type: none">市の「ごみ収集カレンダー」裏面に「家庭ごみの分け方・出し方」を掲載して各家庭に配布し、継続的に内容の充実を図り発生抑制、再使用を促進します。各家庭から出されるごみの減量化を促進するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入・設置する世帯に、申請により補助金を交付します。廃棄物減量及び資源化の促進を図るため、各家庭から排出される使用済み食用油を収集します。ペットボトルやプラスチック類について、事業者による資源物自主回収の拡大を要請します。ごみの発生場所や搬入時において、多量排出者に対し分別指導を行います。組成調査・情報提供・啓発活動により事業者のごみ減量意識を高め、排出抑制や資源化の徹底を図ります。広報・ホームページ・SNS・施設見学等を通して、市民のごみの分別に対する意識を高め、燃やせるごみの中から雑紙を古紙として分別し資源化することで、燃やせるごみを減らしていきます。
リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none">市の「ごみ収集カレンダー」裏面に「家庭ごみの分け方・出し方」を掲載して各家庭に配布し、継続的に内容の充実を図りリサイクルを促進します。ペットボトル・ビン・カン・プラスチック製容器包装・金物・小型家電・硬質プラスチック・電池・古紙の再資源化を推進します。資源回収を行う団体に対し、回収した資源ごみ（古紙類・スチール缶・アルミ缶）に奨励金を交付し、資源回収による資源の有効活用を推進します。

方針2 社会情勢に適応した適正処理の推進	
社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討や、自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築、将来を見据えた施設整備の検討を行います。	
市の施策	
社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップを推進し、新規車両の導入時は低公害車の導入を検討します。 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター、小型充電式電池（リチウムイオン電池・モバイルバッテリー等）などの可燃性、爆発性廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。 在宅医療からの廃棄物等、収集処理できない廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。 増加する高齢者世帯に対応するため、ごみ出し支援について、関係課等との協議を含め、福祉施策の一環として、検討を進めていきます。 外国人住居世帯の増加に伴い、ごみカレンダー等の多言語化対応の検討やごみ出しまナーの周知徹底を行います。
自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 平時における焼却施設を適正に運営します。 平時から国や他自治体との連携を深め、災害時に相互支援・広域連携を行う体制を強化します。
将来を見据えた施設整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県ではごみ処理の長期広域化・集約化計画を策定予定であるため、この計画の策定過程における検討や施設の建て替え等、広域で取り組む必要のある事業が市内で想定される場合は検討を行います。 施設の建て替え等に伴う将来的な事業運営体制の変容に備え、単独・広域化・民間委託といったあらゆる可能性を検討します。 地球温暖化防止対策に寄与する CO₂排出量 3 %以上の削減を条件とした循環型交付金制度を活用することで、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、10 年以上の施設の延命化を図ります。 「八街市クリーンセンター長寿命化総合計画」に基づき、クリーンセンター（ごみ焼却施設）の経年的劣化箇所を効率的に整備します。
方針3 食品ロス削減の推進	
「八街市食品ロス削減推進計画」を策定し「食品ロス削減への意識向上」、「食品ロス削減を実践できる環境づくりの推進」の 2 つの基本方針を定め、個別施策を進めています。	
市の施策	
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみや食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者等を「ちばエコスタイルパートナー」として登録し、地域全体での環境づくり・意識向上を推進します。 「八街市健康プラン」に基づき、個人・家庭・団体等が連携し、市民と一体となって食育に取り組めるよう、推進体制の確立を図ります。 「八街市社会福祉協議会」との協働により、市内で実施しているフードパントリーの普及啓発を行います。

各主体の取組

市民の取組
<ul style="list-style-type: none"> 本市の分別区分を理解し、資源とごみの適切な分別を行う。 マイバック・マイボトルを持参する等、ごみのもとになるものを買わない、もらわないよう努める。 不用となった製品は、資源の集団回収・フリーマーケット等を活用し、再使用・再利用する。 壊れたものは修理してできるだけ長く使う。 レンタル品やシェアリングサービスを活用する。 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文するなど食品ロス発生させないライフスタイルを心がける。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 本市の分別区分を理解し、資源とごみの適正な排出を行う。 法令を遵守し、ごみの適正処理を実施する。 生産・流通・販売時の、プラスチックの使用・過剰な包装の抑制を行う。 食品廃棄物の削減に努める。 グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを購入・利用する。

コラム 「食品ロス」を削減しよう！

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。

廃棄された食品は、生ごみ（可燃ごみ）として処理されます。水分を多く含む生ごみは、運搬や焼却時に二酸化炭素を多く排出してしまい、地球温暖化の要因の一つとなっています。二酸化炭素排出量を削減し環境負荷を低減やごみの減量化の推進のためにも、食品ロスの削減が大切です。

できたらチェック！やってみよう食品ロス対策！	
買い物編	<input type="checkbox"/> 陳列棚の手前から商品を取る（てまえどり運動）
家庭編	<input type="checkbox"/> 食品を適切に保存する <input type="checkbox"/> 食材を上手に使いきる（食べられる部分はすべて使いきる） <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の中を整理整頓する
	<input type="checkbox"/> 料理は必要な分だけ作るように心がけ、残さず食べる <input type="checkbox"/> 残っている食材や期限が近い食材から先に使う
	<input type="checkbox"/> 野菜などの使えない部分は洗う前に切り落とす <input type="checkbox"/> 三角コーナーや水きりネット等を活用し、ひと絞りする <input type="checkbox"/> 茶殻、コーヒーかす、野菜等の皮は一晩おいて乾燥させる
宴会編	<input type="checkbox"/> 宴会や会食の開始後30分間と、終了前10分間は席を立たずに料理を楽しむ
その他	<input type="checkbox"/> 食べきれない食材などはフードバンクを活用する

基本目標4 生活環境の保全

健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。都市化の進展に伴う水質汚染・生活騒音の拡大など、今後も市域における環境状態を監視する必要があります。そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

また、市内の自然環境を保全し、市民の憩いの場づくりを行うとともに、生物多様性の保全につなげます。

方針1 環境リスクへの対応

大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。

また、汚染を発生させる恐れがある事業活動に対しては、関係法令等に基づき指導を行います。

市の施策

大気・水質等の環境監視と情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none">市内の大気・水質等の状況を把握するための調査を行い、「八街市環境白書」等において結果を公表します。家庭雑排水が湖沼や河川の水質汚濁（印旛沼・作田川等）の第一原因であることから、家庭ができる浄化対策を広報紙等に掲載するなど、広く理解・協力を呼びかけます。生活排水・工場排水の削減や河川等での水質浄化の意識啓発に取り組みます。公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図ります。
事業活動への指導の実施	<ul style="list-style-type: none">市内に進出してくる工場・事業場と環境保全協定を締結するなど、汚染物質の排出をできるだけ少なくするよう指導します。工事現場や事業場からの騒音・振動について、関係法令等に基づき規制・指導を行い、公害防止のための県の融資制度などを紹介します。

方針2 自然環境と生物多様性の保全

生活排水の適正処理を推進し、河川の保全を進めます。公園や民有地の緑化などで身近な緑を創出し、良好な生活環境を確保するとともに、生物多様性の保全を推進します。

また、特定外来生物の防除や野生鳥獣等との適切な関わり方について啓発を行います。

市の施策

水と緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none">公園・緑地は、子どもの遊び場や子育て世代のコミュニティ形成の場、高齢者の憩いの場など、多様な世代が定住する生活基盤として重要な役割を担っていることから、特に不足する市街地を中心に未利用地などを活用して、必要となる公園・緑地の適正な配置・整備を目指します。工場等の騒音・振動・粉塵等の公害に対する緩衝帯として、工場等の緑化を促進します。火災の延焼防止や災害時の安心・安全な避難場所の確保を図り、公園・緑地の整備・維持管理を行います。合併処理浄化槽設置の推進のため、助成制度の維持・周知を行います。
-----------	--

生物多様性の保全と普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物に関する情報提供を行うとともに、効果的な防除に努めます。 野生鳥獣への餌やり問題など、適切な関わり方について啓発を行います。 里山については、市民、ボランティア団体、事業所等とともに保全・再生を推進します。 野良猫対策として、餌付けへの指導・勧告や、TNR活動(猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動)を行う者(団体)を対象に「さくらねこ無料不妊手術チケット」を交付します。
方針3 快適で美しいまちづくりの推進	
<p>市民一人一人が担い手となり、快適で美しいまちづくりを推進します。</p> <p>また、市民・事業者・地域活動団体と連携し、みんながいつも気持ちよく生活できる住みよいまちを目指します。</p>	
市の施策	
ポイ捨て・不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「八街市さわやかな環境づくり条例」に基づき、空き缶・たばこの吸い殻・飼い犬の糞の放置などの防止を推進します。 不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化によって、定期的なパトロールの強化や不法投棄禁止看板の配布を行い、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民サポーター制度を通じた住みよいまちづくりや、市民による河川の清掃活動を推進します。 受動喫煙が他人に与える健康影響を踏まえ、受動喫煙にさらされることを望まない方がそのような状況に置かれる事のないよう、ホームページや広報紙、SNS等で啓発・情報提供に努めます。 市民・事業者向けの清掃事業体験を実施し、まちの美化意識の向上に努めます。(ごみ減量・リサイクル週間)

各主体の取組

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・路上喫煙やたばこ等のポイ捨てをしないなど、マナーを守る。・生活騒音の発生抑制に努める。・自動車を運転する際は、急発進・急停車やアイドリングをしないなど、エコドライブに努める。・食器や鍋の汚れは紙等でふき取ってから洗う、食事の残り物を流さない、石けんや洗剤は適量を利用するなど、生活排水対策に努める。・行政が実施する環境調査（大気、水質等）の結果を通して、市の環境への理解を深める。・ハトにエサをあげないなど、野生鳥獣との適切な関わり方に気を付ける。・飼い猫は室内飼育するなど、ペットの適正飼育に努める。また、地域における野良猫問題を解決するための試みである地域猫活動への理解や協力に努める。・市や住んでいる地域の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境保全に取り組む。・自動車を運転する際は急発進・急停車やアイドリングをしない、不必要的荷物は載せないなど、エコドライブに努める。・事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取り組みなどについて積極的に開示を行う。・生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努める。・市や住んでいる地域の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。

コラム 印旛沼の水質浄化のために

印旛沼は千葉県北部に広がる下総台地のほぼ中央に位置する海跡湖であり、その流域は本市を含む11市2町にわたっています。

印旛沼は、昭和30年代以降、流域の都市化進行や生活排水等により水質（COD）の悪化が進み、平成23年度からは7年連続全国ワースト1位を記録した期間を含め、現在まで高止まりの状況が続いている。

水質改善のためには、地域一丸となった取組が必要です。きれいな印旛沼を次世代に残すために、毎日の生活の中でできることから取り組みましょう。

あなたにもできる 印旛沼の浄化対策

私たちの毎日の生活から出る生活排水は、印旛沼の汚れに大きく関係します。
一人ひとりのちょっとした心がけが印旛沼の浄化につながります。
誰にでも簡単に、家庭でできる浄化対策。
きれいな印旛沼を次の世代に残すため、ご協力をお願いいたします。

台所で

- 三角コーナーやろ紙袋を使い、生ごみなどを「流し」に流さないようにしましょう。
- 食器や鍋についた油は古い布や古紙などでふき取ってから洗いましょう。
- 油はできる限り使いきりましょう。やむをえず使いきれない油は、「流し」に流さず回収などに出しましょう。
- 台所では石けんや洗剤は使いすぎないようにしましょう。石けんや洗剤を使わないアクリルタワシも使ってみましょう。
- 米のとぎ汁は、庭へまく、無洗米を使うなどして、できるだけ流さないようにしましょう。

風呂で

- 風呂の残り湯は洗濯や庭にまくなどして活用しましょう。

洗濯で

- 石けんや洗剤は必要な分だけ使いましょう。

発行 平成29年 発行者 千葉県環境生活部水質保全課 ☎043-223-3821

出典：千葉県「印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）の概要」

基本目標 5 環境学習の推進

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。

また、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市・市民・事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取組を推進します。

方針 1 環境に関する情報の発信	
環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することで、環境に関心を持つきっかけを作ります。また、主体別にさまざまな媒体を使い分け、効果的な情報提供・普及啓発に努めます。	
市の施策	
環境に関する情報の整備・提供	<ul style="list-style-type: none">「八街市環境白書」を毎年度発行し、環境保全・廃棄物処理・生活排水処理等に関する情報提供を行います。国・県・市の環境に関する取り組みや補助金・支援等に係る情報について、市ホームページなどを通じて情報提供し、環境保全意識の向上につなげます。
多様な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none">「ちば環境学習応援団」、「千葉県環境教育モデル校事業」などを活用し、環境保全意識の向上につなげます。市ホームページ・広報紙・各種 SNS 等を通じて、「環境月間」や「デコ活週間」など、集中的広報期間を設けることを検討します。
方針 2 環境保全を担う人材の育成	
環境に興味・関心を持った市民に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動する人材を育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、自然と環境行動を実践できる仕組みを検討します。	
市の施策	
環境教育・環境学習の場づくり	<ul style="list-style-type: none">年代によって情報収集源や環境分野への興味・関心が異なるため、市ホームページ・広報紙・各種 SNS 等多様な媒体を効果的に使用する仕組みを検討します。学校教育においては、児童・生徒のタブレット PC を活用した環境学習教材の提供を検討します。
環境意識向上に係る普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">「やちまた環境フェア」、「印旛沼流域環境・体験フェア」等の開催・参加を継続し、環境について学ぶ機会を提供します。クリーンセンターや給食センターの見学等を積極的に受け入れます。小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを開催します。八街市クリーンセンターの SDGs に関する取組を通じて、SDGs の理解促進を図るための出前講座を実施します。ごみ処理やその必要性に関する理解促進や意識醸成の一環として、小学4年生を対象にした八街市クリーンセンターの見学会を開催します。

各主体の取組

市民の取組
<ul style="list-style-type: none">・環境に関する情報を積極的に収集し、理解を深める。・市の実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加する。・環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合う。・環境問題について学んだことについて、できることから行動する。
事業者の取組
<ul style="list-style-type: none">・自社の環境への取り組みを積極的に公開する。・従業員への環境教育を実施する。・業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加する。・市の環境保全事業、地域の環境保全活動に参加、協力する。

コラム 八街市の環境活動

本市では、市民参加のまちづくりを積極的に推進しています。住みよい八街市の環境のために市と市民が協働して、市民サポーター制度を活用した環境美化活動・緑化活動や、印旛沼の水質保全活動の一環として鹿島川上流の河川清掃活動を行っています。



出典：八街市

第5章 計画の推進体制・進捗管理

5-1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、千葉県、他自治体、市民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって環境像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、毎年度1回、庁内組織「八街市環境基本計画策定推進委員会」及び庁外組織「八街市環境審議会」において、計画の進捗状況を報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

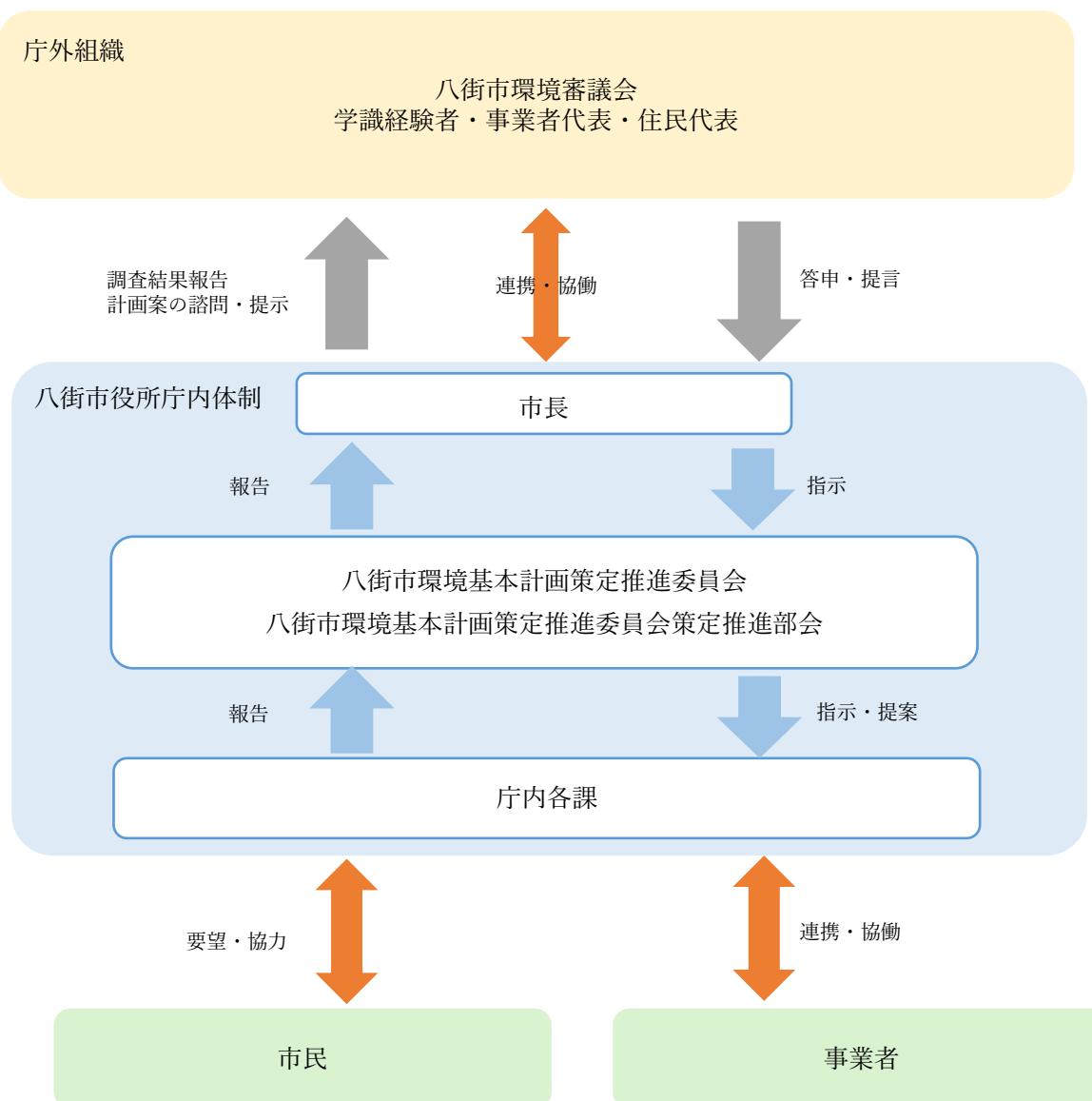


図5-1 計画の推進体制

5 - 2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action) の PDCA サイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中にあっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図 5 - 2 PDCA サイクル

PDCA	主体	役割
Plan	八街市環境基本計画策定推進委員会	全局的に環境分野における施策を推進するための体制を整えるとともに、庁内各部局における施策と連動した計画立案を行う
	環境審議会	専門的知見、市民・事業者目線から、実行力のある計画を策定するための助言等を行う
Do	八街市環境基本計画策定推進委員会	事業の遂行に係る旗振り役として、庁内における取組推進や市民・事業者向け支援等の施策を推進する
	市民・事業者	市の行う事業について、要望や協力をを行うとともに、他の市民・事業者の行動変容につながるように努める
Check	八街市環境基本計画策定推進委員会	計画の進捗状況についてとりまとめるとともに、環境審議会へ報告し、結果について広く周知を行う
	環境審議会	環境対策推進委員会における内部評価について、外部視点からの評価を行う
	市民・事業者	市の公表する計画の進捗状況について、確認を行う
Action	八街市環境基本計画策定推進委員会	評価結果を踏まえ、既存施策や新たな施策実施に向けた課題の抽出、施策の方向性等について検討を行う
	環境審議会	評価結果を踏まえ、既存施策の見直しや、新たな施策案についての提言・意見・要望を行う
	市民・事業者	評価結果を踏まえ、市の新たな施策を確認するとともに自らの取組を見直す

八街市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (素案)

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された 環境省 補助事業 である令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。

目次

第1章 計画の基本的事項

I-1	計画の位置づけ	01
I-2	計画の期間	02
I-3	計画の対象	02

第2章 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル

2-1	再生可能エネルギーの導入状況	04
2-2	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	04

第3章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

3-1	温室効果ガス排出量の現況	10
3-2	温室効果ガス将来推計	12

第4章 計画の目標

4-1	二酸化炭素排出量削減目標	18
4-2	再生可能エネルギー導入目標	19

第5章 目標達成に向けた施策

5-1	施策の体系図	20
5-2	施策の推進	21

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・注釈は「※」で示しています。

第1章 計画の基本的事項

1 - 1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「八街市総合計画2025」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和3年(2021)年10月閣議決定)、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図るとともに、府内関連計画である「八街市役所地球温暖化対策実行計画」、「八街市都市計画マスターplan」、「八街市一般廃棄物処理基本計画(八街市食品ロス削減推進計画)」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「八街市環境基本計画」を補完するものであり、「八街市のゼロカーボンシティ」の実現に向け、より具体的な内容を記載するものです。

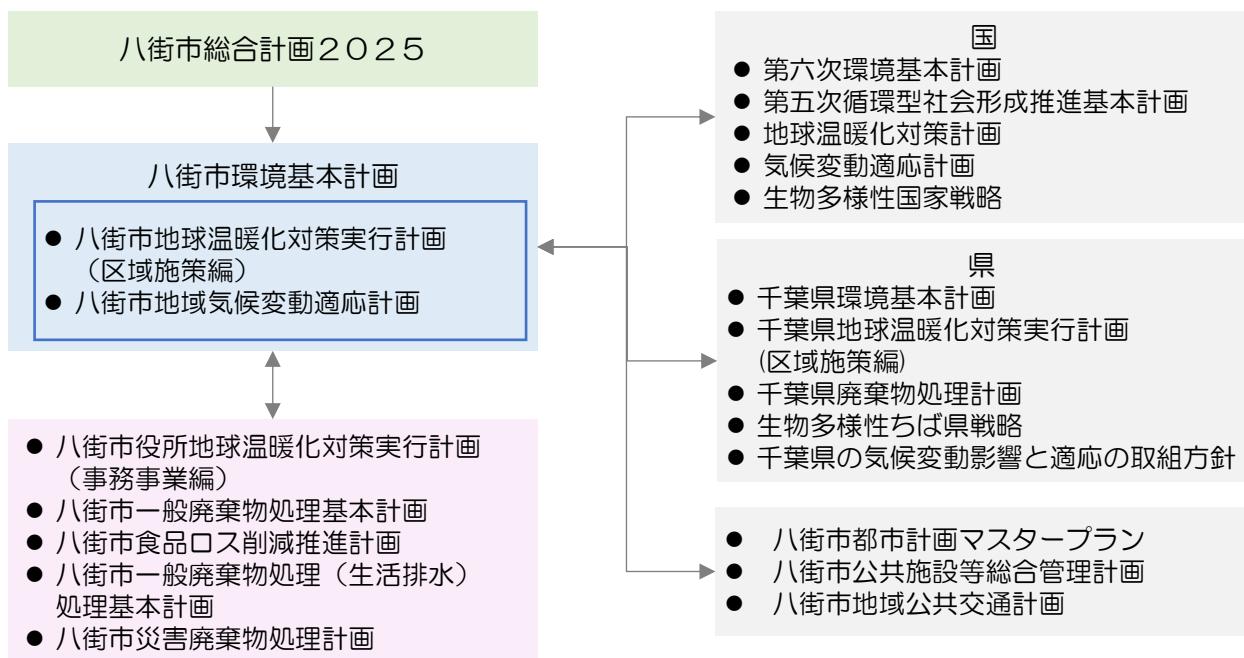


図1-1 計画の位置づけ

1 - 2 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。

基準年度及び目標年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、平成25（2013）年度を基準年度、令和12（2030）年度を中間目標年度、長期目標年度を令和32（2050）年度とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

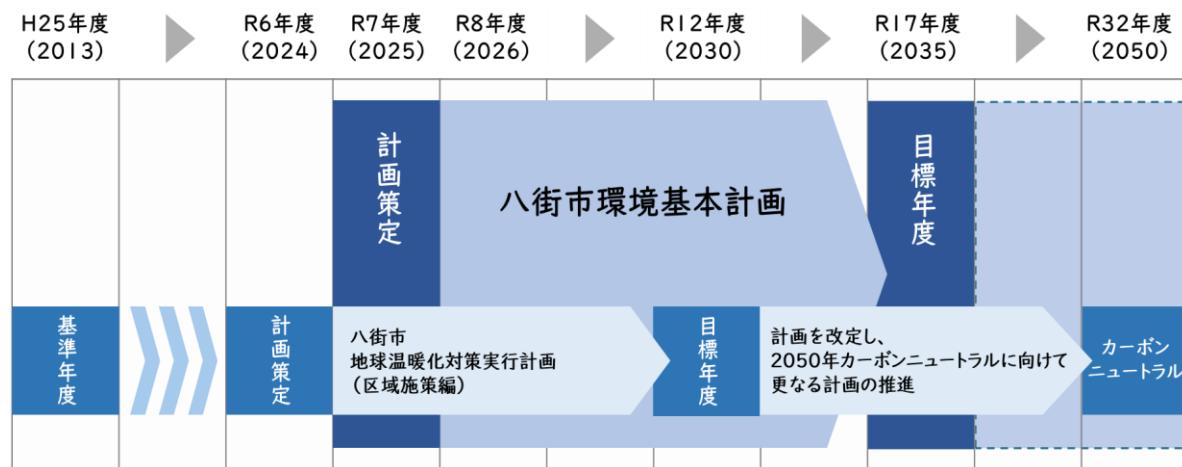


図 1 - 2 計画期間

1 - 3 計画の対象

対象とする範囲

八街市全域を対象とします。市民、事業者、行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、排出量の把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、指定都市及び中核市以外の市町村において、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 1 - 1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※ ¹	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※ ²	
家庭部門※ ³	
運輸部門※ ⁴	自動車(貨物)
	自動車(旅客)
廃棄物分野(焼却処分)※ ⁵	一般廃棄物

※ 1 … 製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 2 … 事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※ 3 … 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 4 … 自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※ 5 … 廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

第2章 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル

2-1 再生可能エネルギーの導入状況

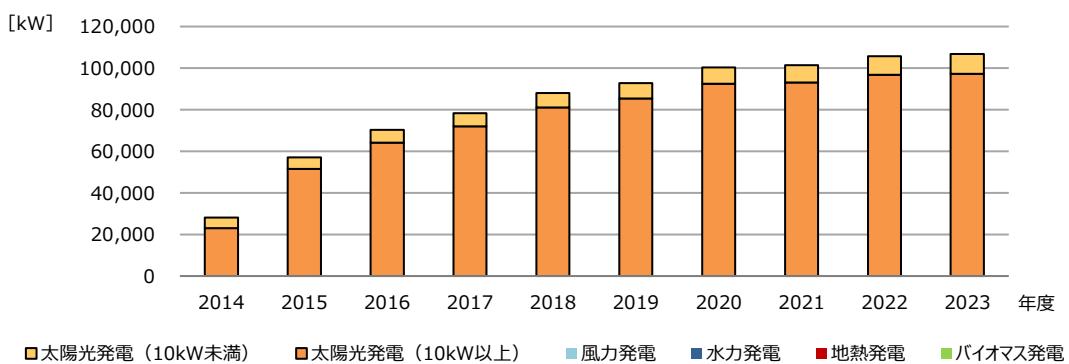
再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本市における再生可能エネルギーの導入実績をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。

FIT※・FIP※制度における風力発電、水力発電、地熱発電については導入実績がありませんでした。

※FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指す。再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

※FIP：FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図2-1 再生可能エネルギー導入状況の推移

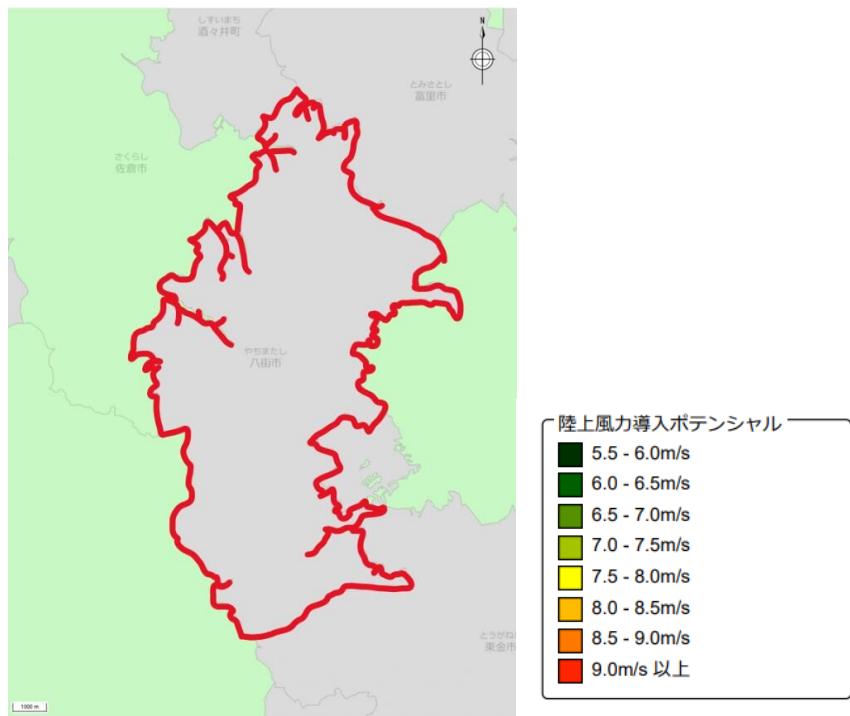
2-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル※とは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量です。

本市においては、地域特性上、一定以上の風速を確保できる山間部がないため風力発電のポテンシャルはなく、中小水力発電についても河川の落差や流量が少ないとからポテンシャルはありませんでした。

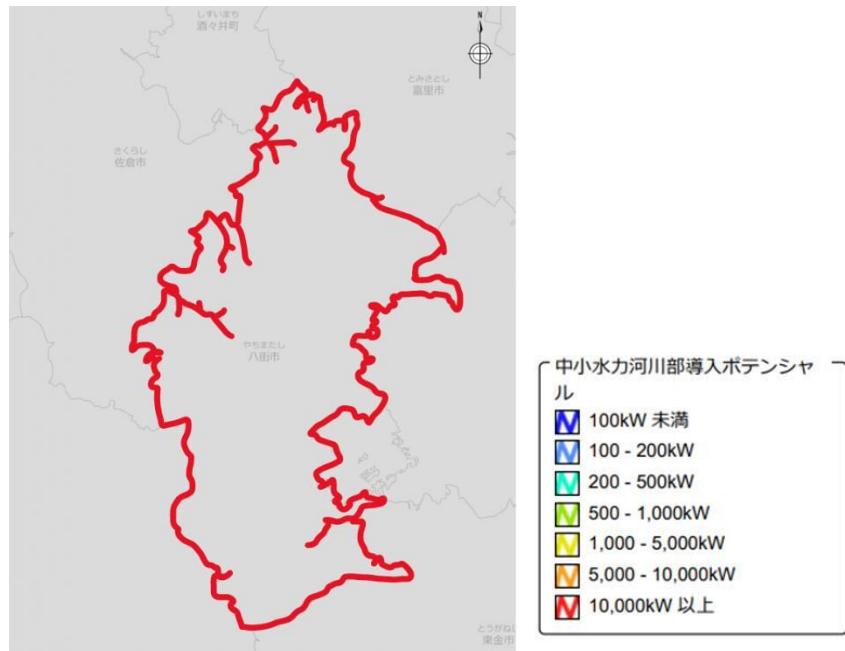
太陽光発電については、耕地や田・畠、荒廃農地等へ設置する場合(土地系)のポテンシャルが高くなっています。再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、太陽熱及び地中熱のポテンシャルがありました。

※導入ポテンシャル：ある地域や場所において、再生可能エネルギーが最大限に導入できる潜在的な可能性を示す指標

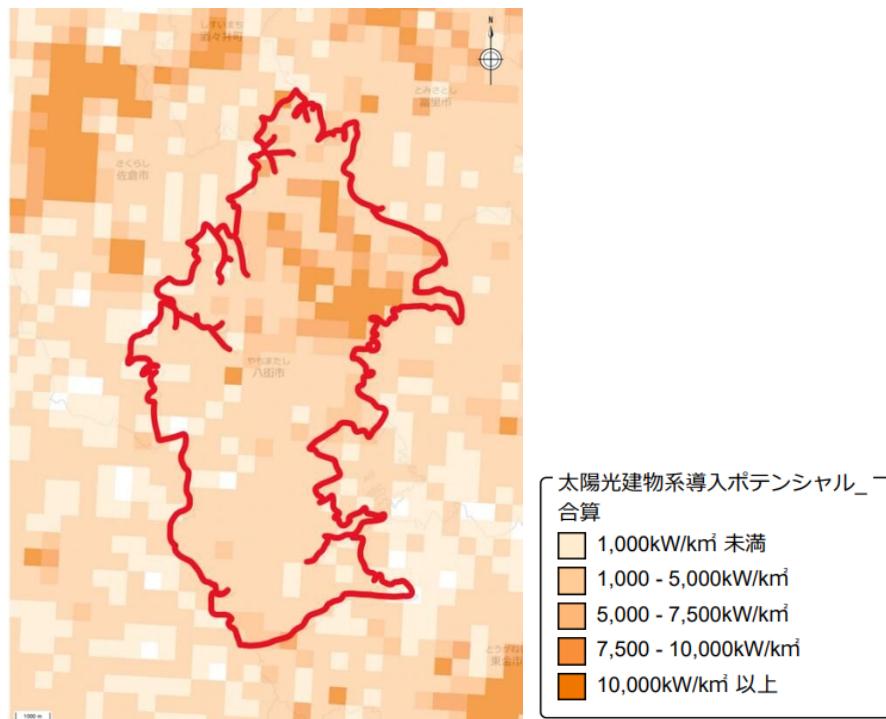


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図2-2 風力発電導入ポテンシャル

※再生可能エネルギー情報提供システム：再生可能エネルギーに関するデータや情報をを集め、分かりやすく提供するシステム

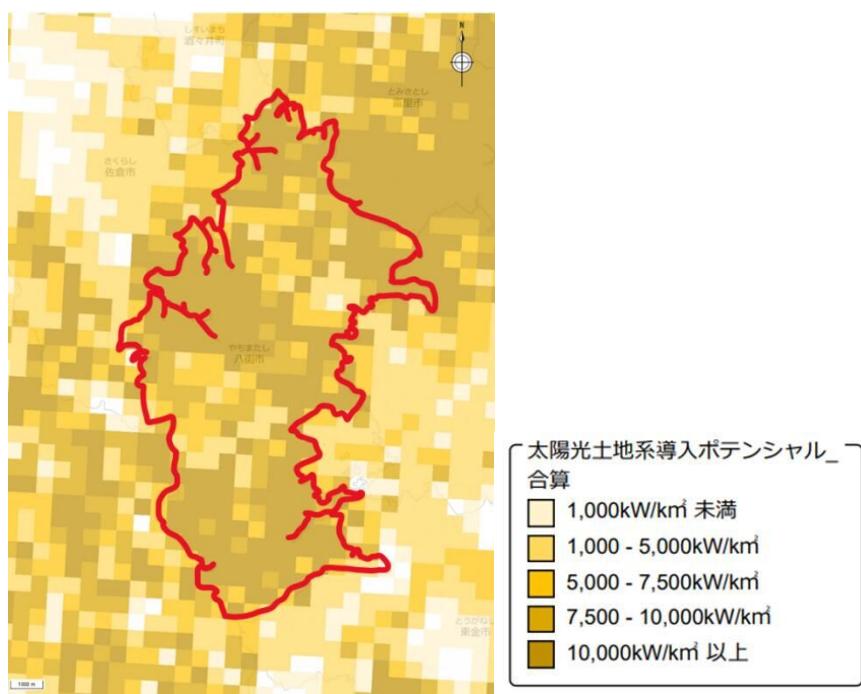


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図2-3 中小水力発電導入ポテンシャル



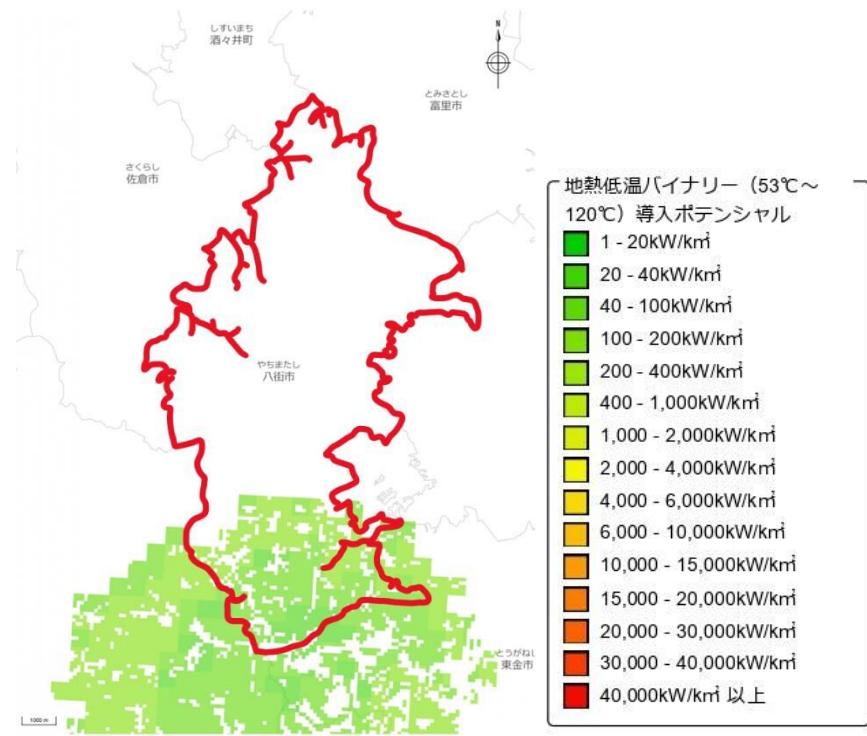
再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2-4 太陽光発電(建物系)導入ポテンシャル

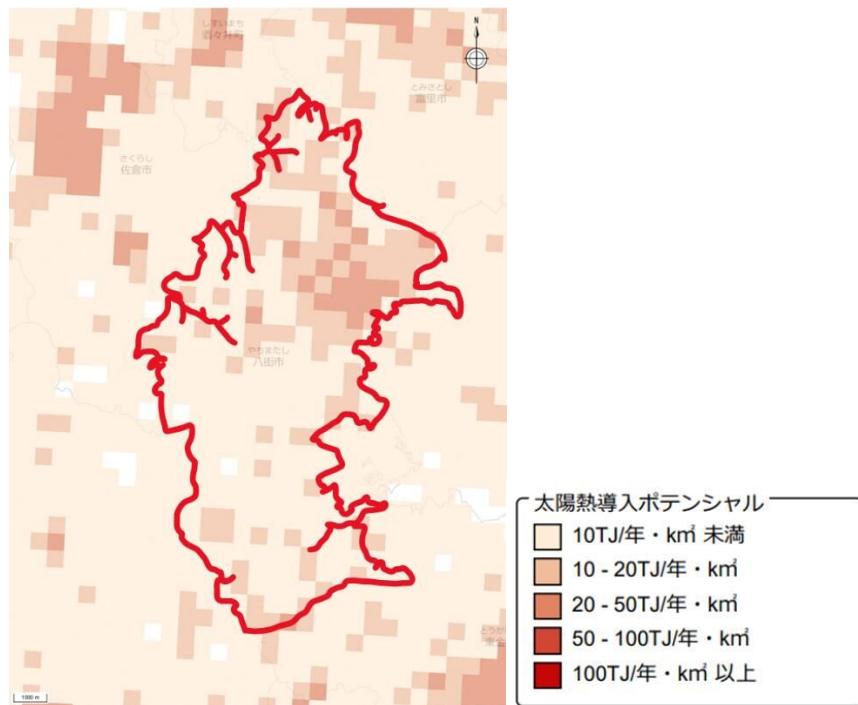


再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成

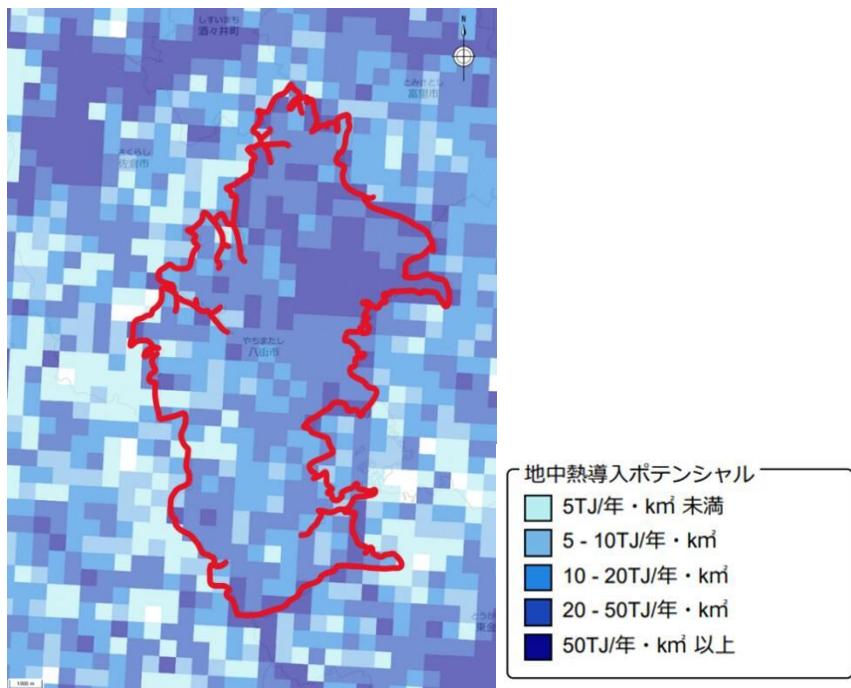
図 2-5 太陽光発電(土地系)導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図 2-6 地熱発電導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図 2-7 太陽熱導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成
図 2-8 地中熱導入ポテンシャル

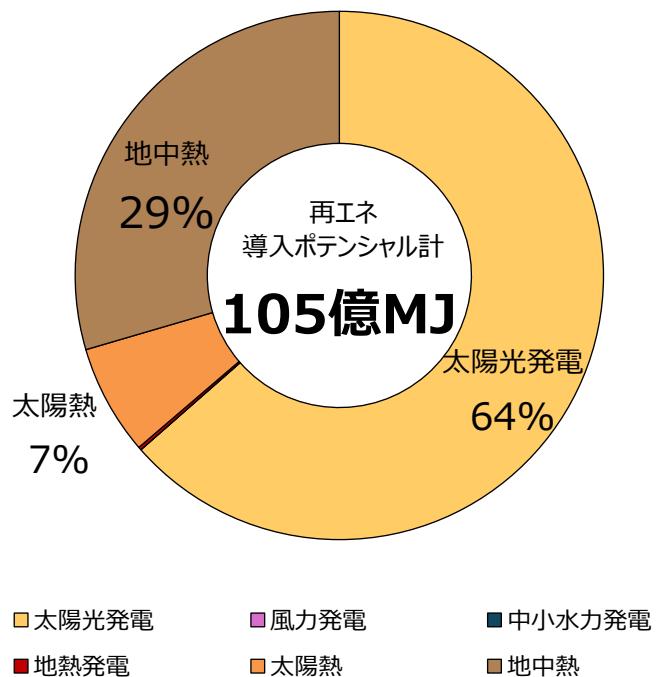
上記の導入ポテンシャルをまとめると以下のとおりです。

表 2-1 本市における再生可能エネルギーの導入ポтенシャル

再生可能エネルギーの種類	導入ポтенシャル
太陽光発電（建物系）	419,809.805 MWh/年*
太陽光発電（土地系）	1,427,095.204 MWh/年
風力発電	0 MWh/年
中小水力発電	0 MWh/年
地熱	5,365.745 MWh/年
太陽熱	706,153.813 GJ/年
地中熱	3,090,358.279 GJ/年

*MWh/年（メガワットアワー/年）：1年間に発電または消費される電力量の単位。

本市の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で 105 億 MJ^{*}となり、その割合は太陽光発電が 64%、地中熱が 29%、太陽熱が 7 %となりました。



第3章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

3-1 温室効果ガス排出量の現況

(1) 温室効果ガス排出量の現況推計の考え方

温室効果ガス排出量の現況推計は、表1-1に掲げる本計画の対象部門・分野の温室効果ガスについて、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ推計値である「現況排出量推計」を算出しました。

この「現況排出量推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本市の排出量を表しています。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 温室効果ガス排出量の現況推計

本市の温室効果ガス排出量の状況は以下のとおりです。本市における令和3（2021）年度の二酸化炭素排出量は478,474t-CO₂で、全体として平成25（2013）年度（基準年度）から約13%減少しました。製造品出荷額の伸びに伴い、産業部門の排出量が増加した一方で、人口の減少等に伴い、業務その他部門や運輸部門の排出量が減少しています。

表3-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		平成25（2013）年度（基準年度）			令和3（2021）年度（現況年度）			
		活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	基準年度比
産業部門	製造業	4,229,845	万円	159,762	5,442,100	万円	167,228	+5%
	建設業・鉱業	2,403	人	5,309	1,978	人	4,765	-10%
	農林水産業	176	人	9,046	177	人	9,370	+4%
業務その他部門		16,668	人	94,511	16,619	人	75,273	-20%
家庭部門		30,419	世帯	103,224	32,671	世帯	73,709	-29%
運輸部門	自動車	旅客	48,295	台	88,392	台	67,570	-24%
		貨物	15,893	台	79,391	台	71,847	-10%
廃棄物分野	一般廃棄物	20,159	トン	9,392	18,699	トン	8,712	-7%
合計				549,027			478,474	-12.9%

※令和3（2021）年度（現況年度）は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

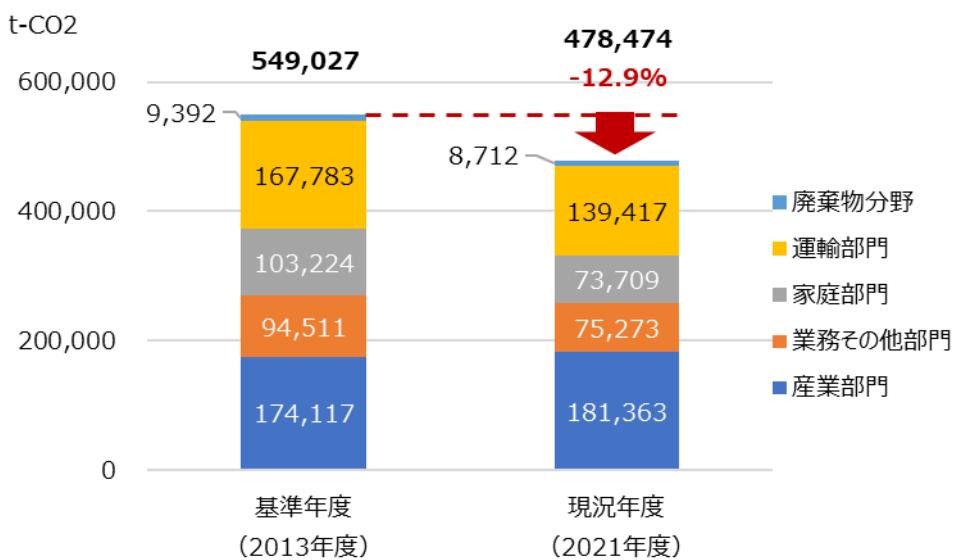


図 3 - 1 現況排出量推計

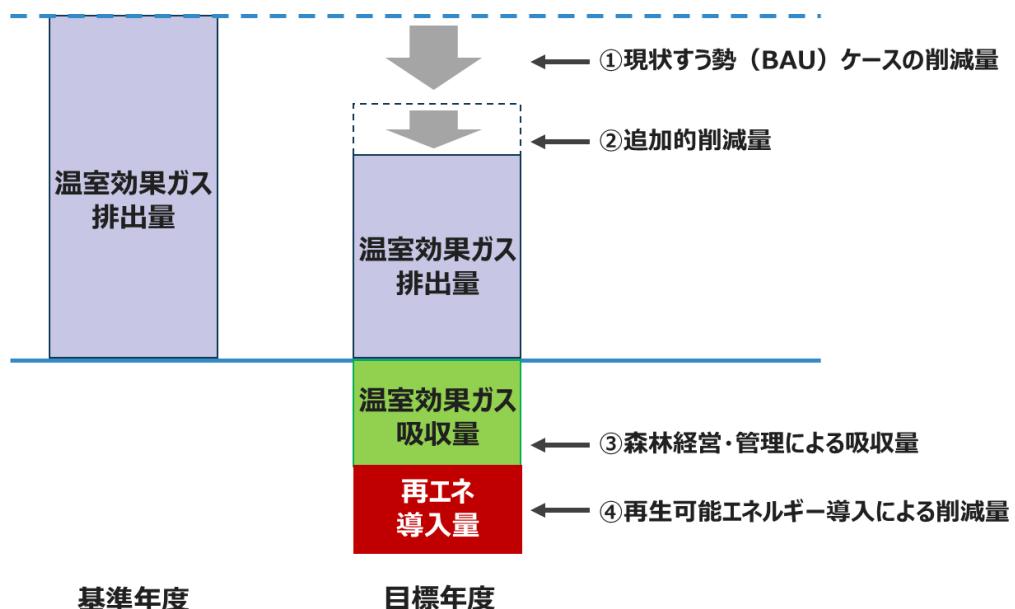
3 - 2 温室効果ガス将来推計

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU*）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて温室効果ガス排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

*BAU：追加の削減策を講じない場合に予測される二酸化炭素排出量のシナリオ。



(2) 現状すう勢における温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）

本市における将来の温室効果ガス排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、市の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢ケース）を示します。

なお、活動量の変化については、製造品出荷額は現況年度（令和 3（2021）年度）を起点として過去 13 年間、他の項目は現況年度を起点として過去 10 年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和 12（2030）年度および令和 32（2050）年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されている 0.000253t-CO₂/kWh を用いています。

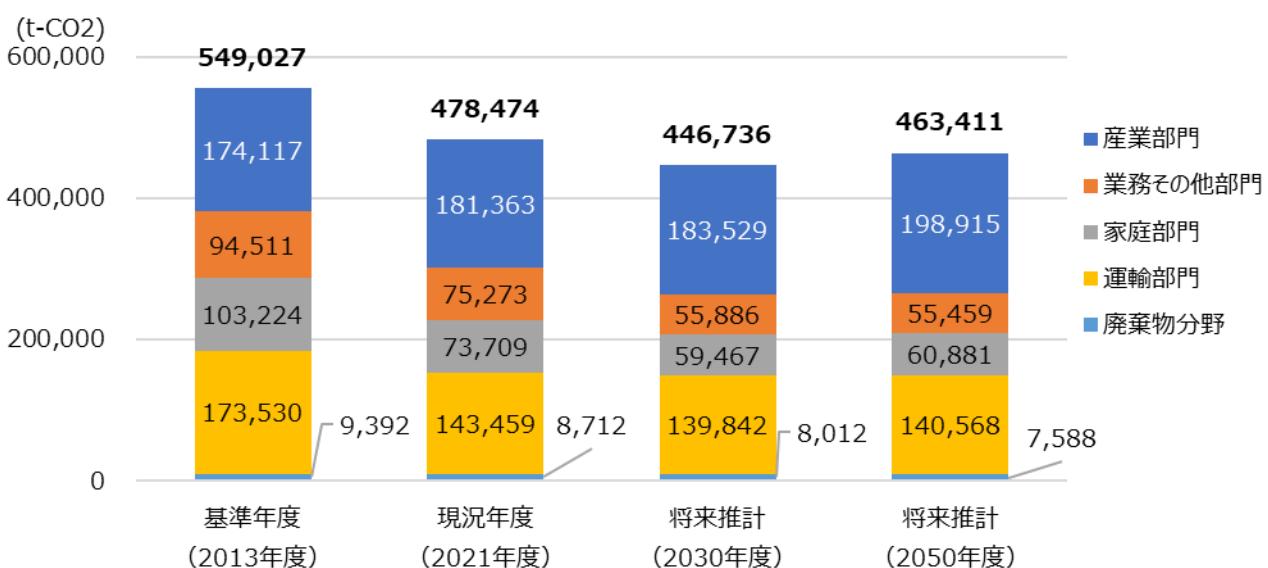
推計の結果、令和 12（2030）年度の排出量は 446,736t-CO₂、令和 32（2050）年度の排出量は 463,411t-CO₂と算出されました。

表3-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2021年度	2030年度	2050年度
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	422.9	542.2	578.7	631.9
	建設業・鉱業	従業員数	人	2,403	1,978	1,939	1,812
	農林水産業	従業員数	人	176	177	171	170
業務その他部門		従業員数	人	16,668	16,619	15,942	15,821
家庭部門		世帯数	世帯	30,419	32,671	32,907	33,689
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	48,295	49,717	51,125	52,056
		貨物	保有台数	15,893	15,807	15,479	15,361
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	20,159	18,699	17,196	16,287

表3-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	174,117	181,363	183,529	198,915
業務その他部門	94,511	75,273	55,886	55,459
家庭部門	103,224	73,709	59,467	60,881
運輸部門	167,783	139,417	139,842	140,568
廃棄物分野	9,392	8,712	8,012	7,588
合計	549,027	478,474	446,736	463,411



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）は含まないこととします。

図3-3 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(3) 追加的削減量

ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の第5章で記載されている目標達成に向けた施策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる温室効果ガス排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本市の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、追加的削減量は64,270t-CO₂が見込まれました。

表3-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (t-CO ₂)
産業部門	高効率空調の導入 産業HPの導入 産業用照明の導入 コーデュエネレーションの導入 省エネルギー農機の導入 主な電力需要設備効率の改善 建築物の省エネルギー化（新築） 建築物の省エネルギー化（改修）	5,270
業務その他部門	業務用給湯器の導入 高効率照明の導入 クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 建築物の省エネルギー化（新築） 建築物の省エネルギー化（改修）	5,037
家庭部門	住宅の省エネルギー化（新築） 住宅の省エネルギー化（改修） 高効率給湯器の導入 高効率照明の導入 トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上 クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進 家庭エコ診断	15,821
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善 LED道路照明の整備促進 高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化） 交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化） 交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進） 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 公共交通機関の利用促進 エコドライブ カーシェアリング	33,274
廃棄物分野	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 廃プラスチックのリサイクルの促進 家庭における食品ロスの削減 バイオマスプラスチック類の普及	4,868
合計		64,270

イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「第2章 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

また、太陽光発電の導入で補えない削減量については、他地域からの再生可能エネルギー由来電力の導入や次世代太陽電池の導入・環境価値取引等の技術革新による削減量として見込んでいます。

表 3-5 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー等の種別	令和 12 (2030) 年度		令和 32 (2050) 年度	
	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (MWh/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電（建物系）	29,289	7,410	38,515	9,744
太陽光発電（土地系）	255,022	64,521	356,774	90,264
他地域からの再エネ導入	48,157	12,184	82,555	20,886
技術革新等	—	—	—	275,688
合計	332,468	84,115	472,724	397,427

表 3-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	令和 12 (2030) 年度		令和 32 (2050) 年度	
	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	導入量 (GJ/年)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
太陽熱	9,430	663	18,860	1,325

ウ 吸収量

本市の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（2.46t-CO₂/ha・年）を乗じて算出しました。

本市には1,010haの森林が存在しており、緑地、私有林等によって構成されています。全森林の人工林率は42.3%であり、人工林ではスギ、ヒノキが多くを占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表しているFM率（Forest Management率、森林経営率※）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、1,233t-CO₂/年となりました。

※森林経営率：森林面積のうち適切に経営・管理が行われている森林の割合を示す指標。

表3-7 八街市の民有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	民有林	民有林 FM 率	民有林 FM 面積
人工林	スギ	350	0.75	263
	ヒノキ	71	0.85	60
	その他	7	0.74	5
天然林	全樹種	359	0.48	172
合計				500

※FM率は表4-7について、林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」で示されている2020年度の値を使用。

表3-8 八街市の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO ₂ 吸収量	単位
民有林（区域外含む）	1,010	ha	1,233	t-CO ₂ /年

(4) 八街市における温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述(2)、(3)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下のとおりです。

表3-9 温室効果ガス排出量の将来推計 (単位:t-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	174,117	181,363	178,260	2.4%	193,646	11.2%
業務その他部門	94,511	75,273	50,848	-46.2%	50,422	-46.6%
家庭部門	103,224	73,709	43,646	-57.7%	45,060	-56.3%
運輸部門	167,783	139,417	106,568	-36.5%	107,295	-36.1%
廃棄物分野	9,392	8,712	3,144	-66.5%	2,721	-71.0%
吸収量	-	-	-1,233	-	-1,233	-
再エネ導入	-	-	-72,593	-	-101,334	-
他地域からの再エネ導入	-	-	-12,184	-	-20,886	-
その他技術革新等	-	-	-	-	-275,688	-
合計	549,027	478,473	296,456	-46.0%	0	-100.0%

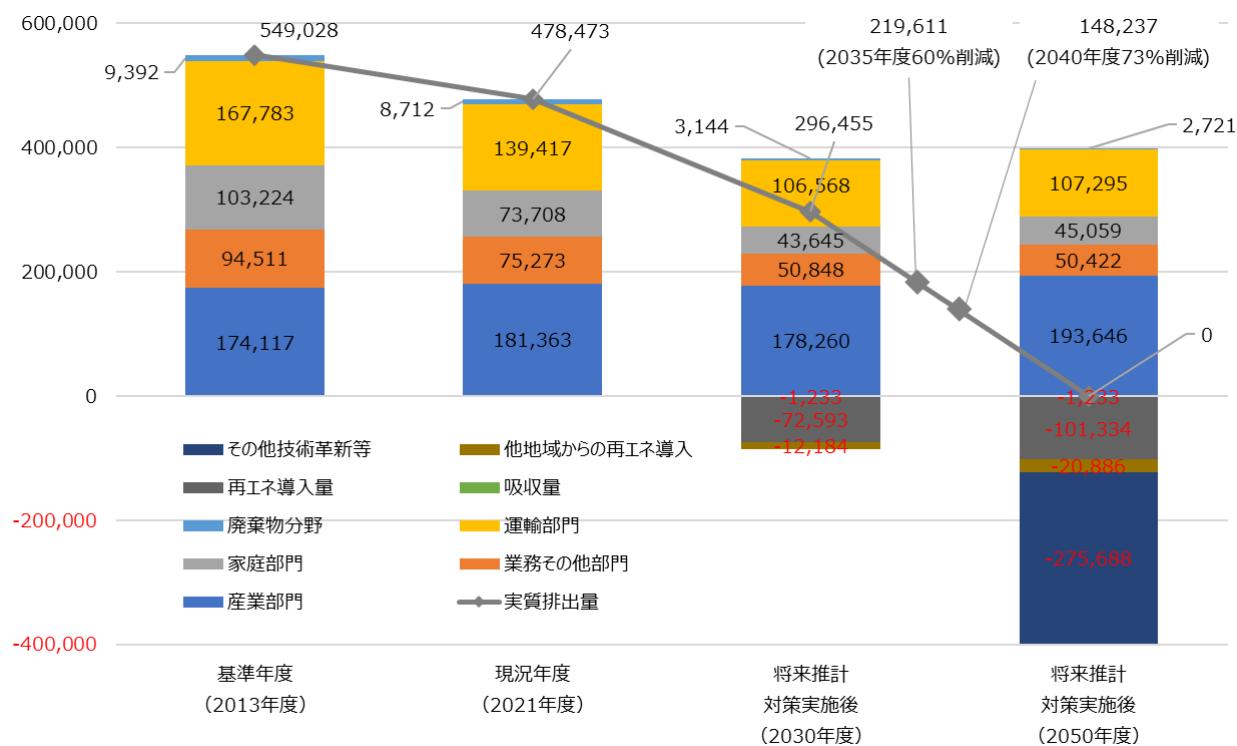


図3-4 温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

第4章 計画の目標

4-1 二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO₂スマートプラン～」では、県内の産業特性を鑑みて、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で22%削減」する旨が示されています。

上記を踏まえ本市の削減目標は下記の通り定めます。

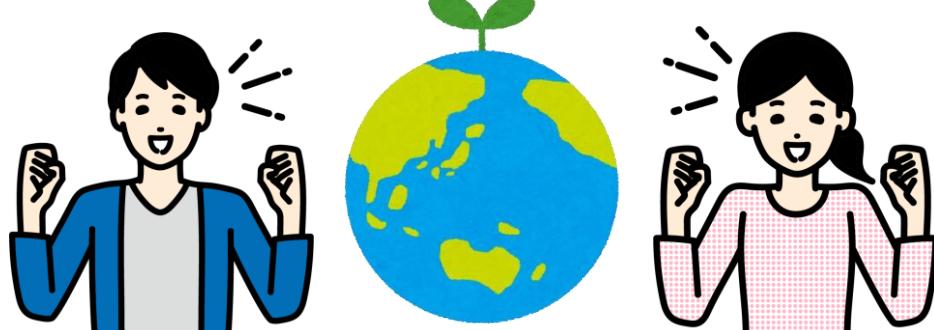
八街市の二酸化炭素排出量削減目標（中期目標）

令和12（2030）年度の市内における二酸化炭素排出量について、
平成25（2013）年度比で**46%削減**を目指します。

八街市の二酸化炭素排出量削減目標（長期目標）

令和32（2050）年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

目標達成に向け、
地球温暖化を身近な問題として捉え、
行動を起こしましょう！



4-2 再生可能エネルギー導入目標

前述の二酸化炭素排出量削減目標達成とともに、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標

令和 12（2030）年度 導入目標：335,087 MW h /年
令和 32（2050）年度 導入目標：483,083 MW h /年

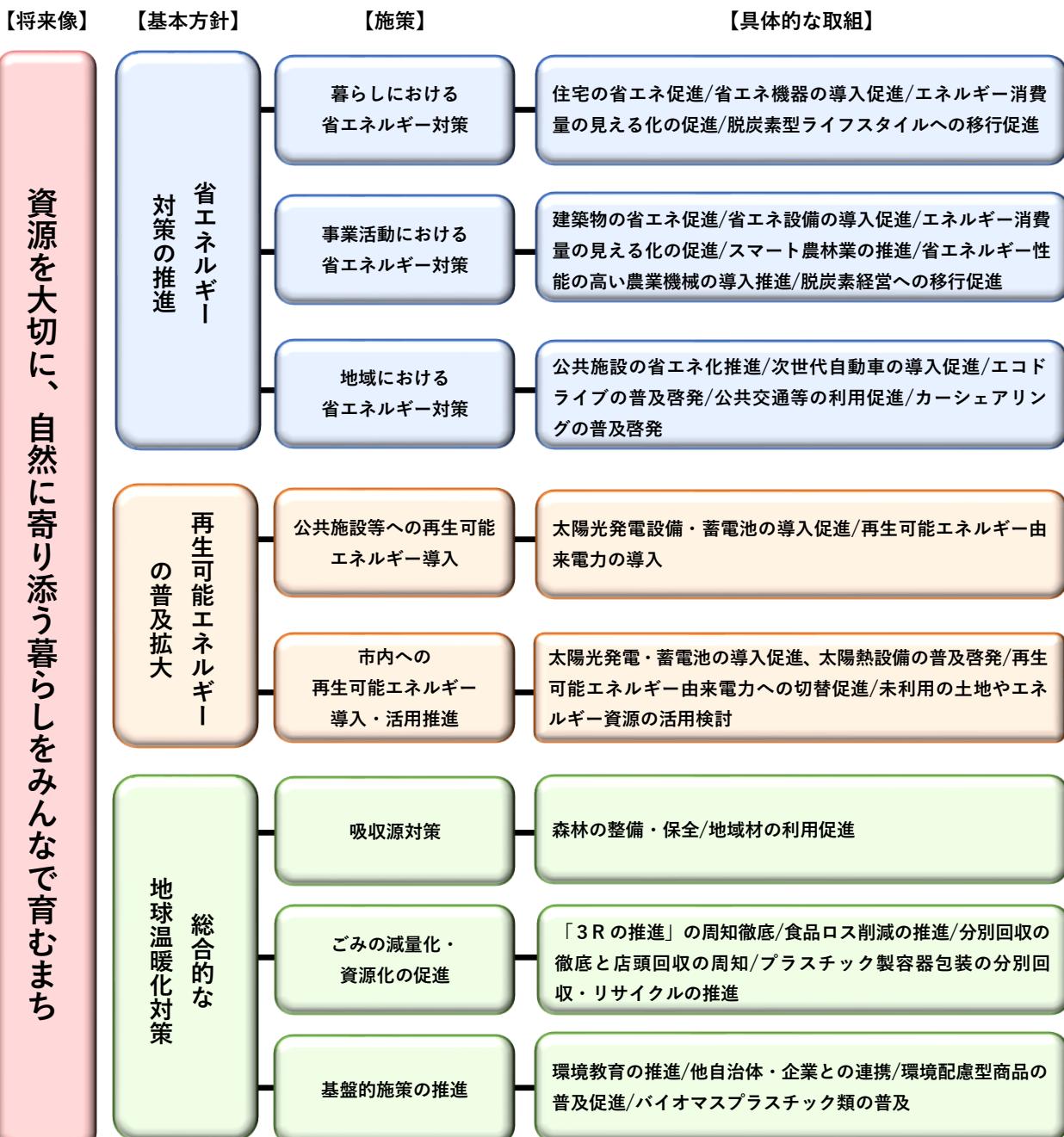
表 4-1 再生可能エネルギー等導入目標の内訳

エネルギー種別	令和 12(2030)年度 導入目標 (MWh/年)	令和 32(2050)年度 導入目標 (MWh/年)
太陽光（建物系）	29,289	38,515
太陽光（土地系）	255,022	356,774
太陽熱	2,619	5,239
他地域からの再エネ導入	48,157	82,555
合計	335,087	483,083

第5章 目標達成に向けた施策

5-1 施策の体系図

【貢献する SDGs】



5-2 施策の推進

本計画の目標達成に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、市民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

■ 基本方針1 省エネルギー対策の推進

«貢献する SDGs»



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

■ 施策1 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

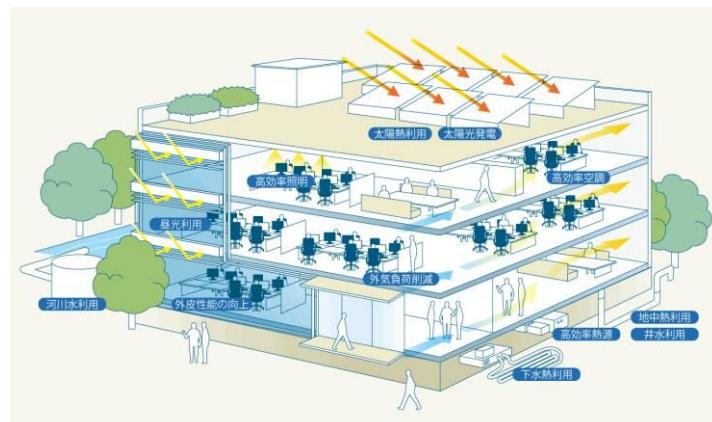
市の取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、コーディネーション等の省エネ性能の高い設備・機器（トップランナー基準）の導入について、普及啓発、導入支援（補助金等の交付）を検討します。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギー マネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

■施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の優れた設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

市の取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器（ヒートポンプ）、コーディネーション等の省エネ性能の高い設備・機器（トップランナー基準）の導入について、普及啓発、導入支援を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）の情報提供を行い、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
スマート農林業の推進	本市の特徴である農林業について、スマート化を推進するため、GPS を活用した自動操舵技術の導入のための普及啓発やそれら技術が用いられた機器等の普及啓発を行います。
省エネルギー性能の高い農業機械の導入推進	本市の特徴である農業の効率化・省エネルギー化を進めるため、省エネルギー性能の高い農業機械の導入を促進します。これら機械を導入することによる高効率化により、人手不足の解消も同時に図ります。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。



出典：省エネポータル

図5－1 ZEB のイメージ図

■施策3 地域における省エネルギー対策

市の実情に応じたデマンド型公共交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで市民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、PHEVへの転換を促進し、併せて国等の制度を活用してインフラ整備を促進します。

市の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設（市営住宅を含む）について、省エネ機器導入やZEB・ZEH化を推進します。
次世代自動車の導入促進	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援を行うほか、国等の制度を活用することで、充電・充填インフラ整備を促進します。
エコドライブの普及啓発	エコドライブ普及事業の実施による取組の普及啓発を行い、エコドライブ関連機器の導入補助や講習会等の開催支援を行います。
公共交通等の利用促進	市内を循環するEVデマンド型交通の整備を推進するとともに、市民の利用促進について普及啓発を行います。
カーシェアリングの普及啓発	乗用車、自家用貨物の運転者等に対して地球温暖化対策を促すとともに、カーシェアリングの普及啓発、行動変容の促進等を行います。

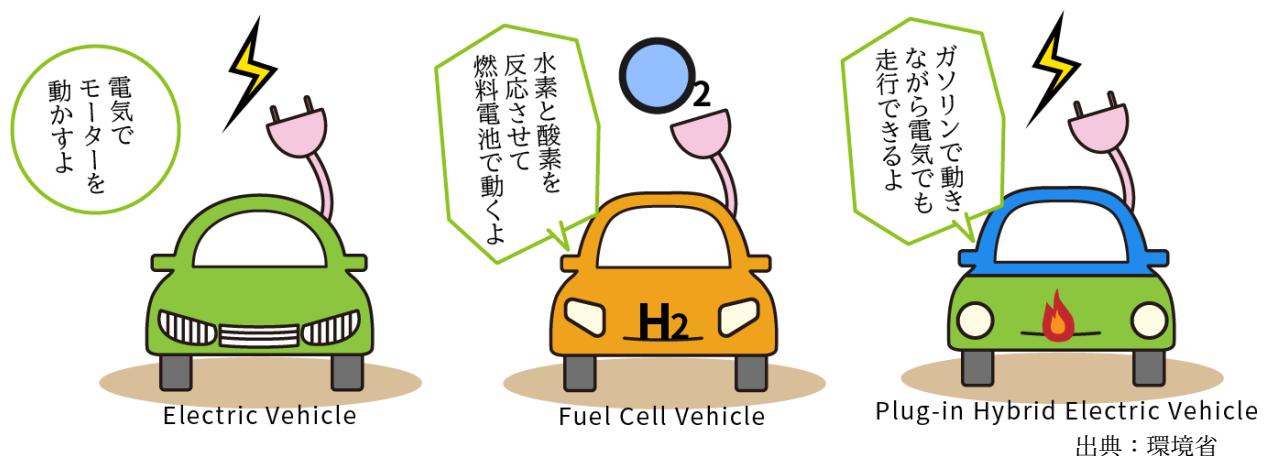


図5－2 EV、FCV、PHVの特徴

基本方針1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



市民 の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行うよう努める。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEVを選択する。



事業者 の取組

- 節電や節水について、社員へ周知する。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行うよう務める。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献するSDGs》



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。国内のエネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出します。そのため、日々のエネルギー源を温室効果ガスの排出しない再生可能エネルギーに転換していくことが、脱炭素社会の実現につながります。

■施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るために、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

市の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池の導入	設置可能な市保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて行います。
再生可能エネルギー由来電力の導入	「八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。

■施策2 市内への再生可能エネルギーの導入・活用推進

住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

また、事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて事業者への情報提供を行います。

市の取組	内容
太陽光発電・蓄電池の導入促進、太陽熱設備の普及啓発	住宅用太陽光発電設備・蓄電池の設置費に対する支援を引き続き推進するとともに、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。また、太陽熱設備の普及啓発を行います。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	エネルギー生産場所として遊休地等の利活用を検討します。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



市民 の取組

- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替えを検討する。



事業者 の取組

- 太陽光発電システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替えを検討する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

《貢献するSDGs》



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本市における森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

■施策1 吸収源対策

本市における森林資源を活用するため、森林環境税を財源とし、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

市の取組	内容
森林の整備・保全	森林環境譲与税や各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに、森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成及び経営計画策定者への意向調査を実施します。 また、森林作業道の新設、私有林作業路の改修・補修を実施します。
地域材の利用促進	公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進も推進します。

■施策2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なリサイクルの促進や廃棄物の焼却処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

市の取組	内容
「3Rの推進」の周知徹底	八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）の基本方針に則り「3Rの推進」に取り組み、ごみの焼却量削減を推進します。
食品ロス削減の推進	市民・事業者と協働で食品ロスの削減に取り組み、食品ロス削減を実践できる環境づくりを推進します。また、学校教育を通じた取組の推進や市内で実施しているフードパントリーの普及啓発を行います。
分別回収の徹底と店頭回収の周知	古紙を含むごみの分別回収の徹底や、リサイクルやリユースを行う市内認定店舗について周知を行います。特に、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙といった古紙類の資源物の回収を推進し、可燃ごみ削減に努めます。
プラスチック製容器包装の分別回収・リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進に努めます。

■施策3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさなどを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図る取組を進めます。本市の取組について多様な媒体を通じた情報発信に努めるほか、市内企業との連携を密にして官民協働で脱炭素化を推進する仕組みづくりを検討します。

また、環境配慮型商品やバイオマスプラスチックの普及を行い、環境に配慮した行動を行うための意識醸成を図ります。

市の取組	内容
環境教育の推進	市内小学生を対象とした「やちまた環境フェア」を開催して、地球温暖化に関する普及啓発に取り組みます。また、「八街市環境保全ポスターコンクール」を実施し、将来を担う児童・生徒の環境保全に対する意識を高めます。
他自治体・企業との連携	エネルギー・資源の地産地消を前提とした上で、市外への供給可能性を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル※の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。市においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。
バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック類を市内に普及するための施策の推進、物品調達の際にはバイオマスプラスチックが使用された製品を優先的に購入します。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策における主体別の取組



市民 の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、地域材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 節水を行う。
- 古紙やプラスチック製容器包装などの資源ごみの分別を徹底し、可燃ごみの量の削減に協力する。
- ごみと資源を適切に分別する。



事業者 の取組

- 素材生産者を中心に、地域材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、地域材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、地域材の利用を検討する。
- ごみと資源を分別し、適正な排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、市民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。